輸送施設等の立地条件、気候等の自然条件、主要な産 業などの概要について、5年に1回を目安に実施。

表2-2-9 工場適地の概要

地区名	岐阜	大垣	中濃	可茂	東濃	祖	計
適 地 数	2	1	5	5	2	3	18
適地面積(ha)	49	7	55	309	89	21	530
未立地面積(ha)	35	7	39	152	69	14	316

備考) 県企業誘致課調べ

「工場立地法」は、製造業等に係る工場又は事業場であって、一定規模以上(敷地面積9,000 ㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000 ㎡以上)であるものの新設又は変更をする場合に、原則として工事着工の90日前(短縮申請すれば30日前でも可能)までに届け出ることを義務付けており、工場敷地利用及び工場環境整備等について地域環境の保全を図りつつ適正に行われるよう指導した。工場立地の届出状況は表2-2-10のとおりである。

表2-2-10 工場立地の届出件数の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年		
新設(件)	13	14	17		
変更(件)	42	49	59		
計	55	63	76		

備考) 県企業誘致課調べ

工場緑化は、周辺地域の環境を保全し、地域社会と 産業活動の融和を図ることに意義がある。県では、国 の行うコンクールへの推薦などにより、緑化への啓 発、普及に努めている。

2 公害苦情・紛争の適正処理<環境生活政策課、環境 管理課>

公害の苦情については、公害苦情相談員及び公害担当職員により、必要な調査、発生源に対する指導、助言を行っている。

公害に関する紛争については、その迅速かつ適正な処理 を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、国には公害等 調整委員会が、都道府県には公害審査会が置かれている。

本県では、「岐阜県公害紛争処理条例」に基づき、13人の委員で構成される岐阜県公害審査会を設置しており、昭和45年度に発足以来、17件の公害紛争を処理している。

表2-2-11 県公害審査会に係属した事件一覧

	コールル ひたずり 元
係属件数	紛争の種類
1	悪臭
3	水質、騒音
1	騒音
1	騒音
1	騒音、振動
1	悪臭
1	水質、大気
1	騒音
1	水質
1	大気、水質、その他
1	水質、土壌
1	悪臭
1	大気、水質
1	悪臭
1	騒音
17	
	係属件数 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

備考) 県環境生活政策課調べ

なお、公害苦情件数の状況は、資料11のとおりである。

第2節 健全な水循環の確保

1 汚濁発生源の抑制

(1) 公共用水域の概況<環境管理課>

県内の公共用水域は、伊勢湾に流入する木曽川(長良川、揖斐川を含む。)及び庄内川(土岐川)、三河湾に流入する矢作川、富山湾に流入する神通川(宮川)及び庄川並びに日本海に流入する九頭竜川の6水系に大別され、その概況は表2-2-12のとおりである。

河川は、地域の社会経済活動のみならず日常生活とも 密接な関係を持っており、水道、水産、農業、工業、発 電用水などとして広範囲に利用されているほか、優れた 自然景観、身近な水辺環境を構成する上での重要な要素 であり、その水質については極めて高い関心が払われて いる。

表 2 - 2 - 12 主要河川水系 (平成 27 年 3 月末現在)

_		<u> </u>		(1 /*/4	- 1 0 /	17147011117
	水系名	主要河川名	河川数	延長	類型指定	類型指定
	小木石	土安何川石	門川剱	(km)	河川数	河川延長(km)
	木曽川	木曽川、長良川、 揖斐川	298	2, 353	35	1, 186
	庄内川	庄内川(土岐川)	35	178	5	88
	矢 作 川	矢作川	22	108	4	52
	神通川	神通川(宮川)	48	479	6	237
	庄 川	庄川	32	199	1	48
	九頭竜川	石徹白川	2	9		
		合計	437	3, 326	51	1,611

備考) 1 県環境管理課、河川課調べ

2 河川数及び延長は1級河川のみである。

(2) 水質汚濁に係る環境基準<環境管理課>

ア 環境基準の水域類型の指定

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域における水質汚濁に関する環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものである(資料12)。

本県における生活環境の保全に係る環境基準の水域類型については、昭和 45 年 9 月に木曽川本川を指定して以来、主要な河川や水質汚濁が進行するおそれのある河川等について調査を行い、指定の必要性を検討した上で順次指定を行うとともに、水質改善施策の推進に伴い、水質改善がみられた水域等については、その見直しを行ってきた。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型については、県内では初めて平成21年度に国が木曽川、長良川、揖斐川の3本川7水域について指定した。

県では他の主要河川について平成23年度から順次調査を実施し、類型を指定しており、平成26年度は、木曽川の支川である川上川、落合川、中津川、付知川、阿木川及び中野方川並びに矢作川(矢作ダムより上流)と矢作川の支川である上村川、明智川、阿妻川を生物Aに、土岐川と土岐川の支川である小里川、肥田川、妻木川及び笠原川並びに矢作川(矢作ダムより下流)を生物Bに指定した(資料29)。

イ 公共用水域及び地下水の監視測定

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視 については、「水質汚濁防止法」第16条の規定により、水質測定計画を毎年作成し、これに基づいて水質 の測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めている。

平成26年度において、公共用水域については、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川を中心に、124地点でカドミウム、シアン等の健康項目及びpH、BOD等の生活環境項目等の水質測定を行った。また、木曽川、長良川及び揖斐川水域の7地点では、

表2-2-13に示す管理機関が自動測定を行った。 このほか、3河川の3地点においてPCB等の底質 調査を実施し、汚濁状況の把握に努めた(資料27)。 地下水については、121地点の井戸において、環境 基準項目の水質調査を実施するとともに、51地点の 井戸においてモニタリング調査を実施し、汚濁状況の 把握に努めた(資料28)。

表2-2-13 水質自動測定所の設置状況

(平成27年3月末現在)

(平成 26 年度)

<u> </u>	10 小具口到点足1				(170,21 + 07170,001)
河川名	測定所等名	設置場所	設置年度	管 理 機 関	測 定 項 目
木曽川	国土交通省木曽川橋水 質自動監視所	羽島郡笠松町長池	昭和46	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、導電率、COD、シアン
	岐阜市長良川水質自動 測定所	岐阜市長良古津小島山	昭和45 (昭和63)	岐阜市	水温、pH、濁度、DO、導電率、COD(UV)
	国土交通省大 <u></u> 數大橋水 質自動監視所	羽島市堀津町	平成5	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、導電率、COD、シアン、 クロロフィルa、総窒素、総りん
長良川	国土交通省南濃大橋水 質自動監視所	羽島市桑原町東方	昭和45	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、導電率、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省東海大橋水 質自動監視所	海津市海津町大和田	平成5	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、導電率、塩化物イオン 、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省長良川大橋 水質自動監視所	愛知県愛西市福原新田町 (海津市海津町油島)	平成6	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、導電率、塩化物イオン 、クロロフィルa、総窒素、総りん
揖斐川	国土交通省海津水質自動監視計	海津市海津町西小島	昭和47	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、導電率、塩化物イオン

- 備考) 1 県環境管理課調べ
 - 2 設置年度の()内は機器更新年度を示す。

(3) 水環境の状況<環境管理課>

ア概況

県内の公共用水域及び地下水の水環境の状況を把握するため、平成26年度は、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川(資料29)を中心に、70

河川において水質調査 122 地点、底質調査 3 地点、湖沼において水質調査を 2 地点で実施した。(表 2-2-14、図 2-2-1)。

表2-2-14 公共用水域の水質測定地点数と実施機関

○河川

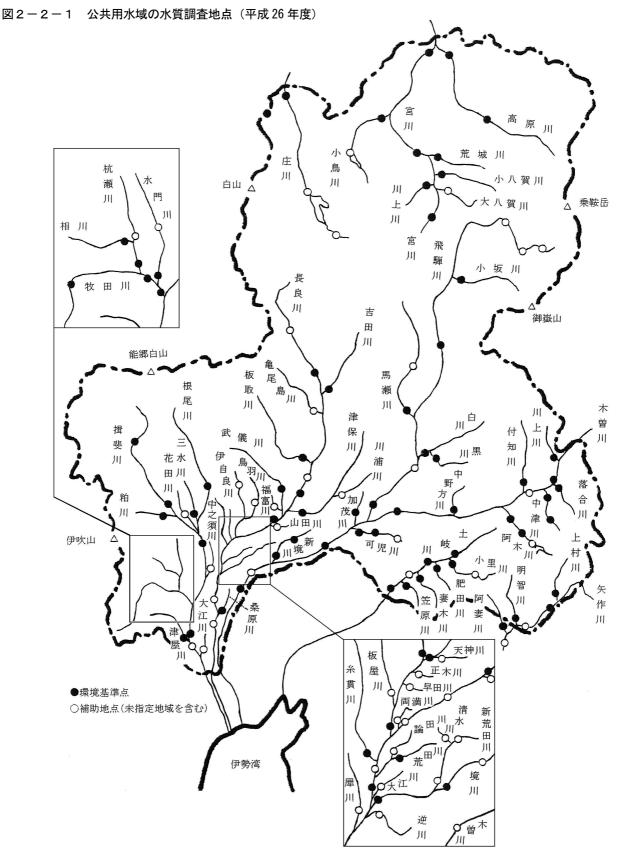
水	域	名	河川数	測定		実 施	機関	
///	以	41	刊川秋	地点数		水質調査		底質調査
					岐阜県	中部地整	岐阜市	岐阜市
木	曽	Л	15	32	28	4		
長	良	Л	26	42	14	7	21	3
揖	斐	Ш	12	19	9	10		
庄内	川(土屿	支川)	5	9	7	2		
神通	川(宮	·川)	7	11	11			
矢	作	Ш	4	6	5	1		
庄		Щ	1	3	3			
	計		70	122	77	24	21	3

○湖沼

_	7119111							
	水	域	名	測定	実施機関			
	八	坝	泊	地点数	水質	調査		
					中部地整	富山県		
	横山ダム	貯水池(身	具いび湖)	1	1			
	境川ダ.	ム貯水池	(桂湖)	1		1		
		計		2	1	1		

備考) 1 県環境管理課調べ

2 中部地整:国土交通省中部地方整備局



備考) 県環境管理課調べ

(7) 河川水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目(健康項目)と生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)について設けられている(資料12)。(健康項目)

人の健康の保護に関する項目についての環境基準 は、カドミウム等の重金属、トリクロロエチレン等の 揮発性有機化合物、シマジン等の農薬など全部で 27 項目について、全水域に一律に適用される基準値が定められている(ふっ素、ほう素については、海域には適用しない)。

平成 26 年度は、90 地点において採水し分析した結果、すべての地点が環境基準に適合していた(表 2-15)。

表2-2-15 健康項目の環境基準の適合状況(河川)

(平成 26 年度)

区乙	一 2 一 13 健康項	ロリルネ・児	平平						又20 平度)
		検体数	6华		岐阜県			全 国(25年度)	
項目		(東平安 〜	入于	調査対象	環境基準値を超える	B/A	調査対象	環境基準値を超える	B/A
			_	地点数A	地点数B	(%)	地点数A	地点数B	(%)
力	ドミ	ウ	ム	55	0	0	3, 082	4	0. 13
全	,	P	ン	55	0	0	2,771	0	0
	鉛			74	0	0	3, 239	2	0.06
六	価ク	口	ム	59	0	0	3, 186	0	C
砒			素	73	0	0	2, 988	24	0.80
総	水		銀	52	0	0	2,878	1	0.03
ア	ルキル	水	銀	36	0	0	651	0	C
Р	С		В	55	0	0	1,743	0	0
ジ	· · · · · ·	メータ	ン	61	0	0	2, 707	0	0
兀	塩 化	炭	素	61	0	0	2, 657	0	C
1,	2 - ジクロロ	コエタ	ン	61	0	0	2, 686	1	0.04
	1-ジクロロ			61	0	0	2, 696	0	(
	< −1, 2 − ジクロ ı			61	0	0	2,696	0	(
1,	1,1-トリクロ	ロエタ	ン	61	0	0	2, 715	0	(
1,	1,2-トリクロ	ロエタ	ン	61	0	0	2, 694	0	(
}	リクロロエ	チレ	ン	61	0	0	2, 795	0	(
テ	トラクロロコ	ェチレ	ン	62	0	0	2, 795	0	(
1,	3 ー ジ ク ロ ロ	プロペ	ン	56	0	0	2, 685	0	(
チ	ウ	ラ	ム	56	0	0	2, 641	0	(
シ	マ	ジ	ン	56	0	0	2,671	0	(
チ	オ ベ ン :	カル	ブ	56	0	0	2,662	0	C
ベ	ン	ゼ	ン	57	0	0	2, 652	0	C
セ	レ		ン	56	0	0	2, 683	0	C
硝酸	変性窒素及び亜硫	消酸性窒	素	63	0	0	3, 011	2	0.07
ふ	つ		素	60	0	0	2, 685	14	0. 52
ほ	う		素	58	0	0	2, 555	1	0.04
1,	4 - ジ オ	キサ	ン	56	0	0	2, 596	0	0
全			体	90	0	0	3, 947	43	1.09
	1日7四上之が7日3日3日。		- ' '	- *	ı		-, - 1		

備考) 県環境管理課調べ

(生活環境項目)

(a) 環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域ごとにAAからEまでの類型を指定し、類型ごとにpH(水素イオン濃度)、DO(溶存酸素量)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)及び大腸

菌群数の5項目についての基準値が定められている。

平成 26 年度は、木曽川等 7 本川 44 支川の水域類型 を指定している 69 の水域を中心に 122 地点で水質測定を実施した。このうち、水域類型を指定している 102 地点における BOD等 5 項目に関する延べ 5, 340 検体の環境基準に対する適合率は、表 2-2-16 のとおり全体の 88.0%であった。

表 2 - 2 - 16	生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況(河川)	(平成26年度)
--------------	----------------------------	----------

	年	A	A	A	A	I	3	(計	+
区分	度	環境基準 適 合 数 総検体数	適合率	環境基準 適 合 数 総検体数	適合率	環境基準 適 合 数 総検体数	適合率	環境基準 適 合 数 総検体数	適合率	環境基準 適 合 数 総検体数	適合率
рН	25	268 272	98. 5	481 489	98. 4	157 168	93. 5	183	98. 5	1, 099 1, 125	98. 2
рп	26	270 272	99.3	498 490	101.6	162 168	96.4	193 196	98.5	1, 113 1, 126	98. 8
D O	25	271 272	99.6	477 489	97. 5	168 168	100	193 196	98. 5	1, 109 1, 125	97. 2
ВО	26	272 272	100	474 490	96. 7	168 168	100	190 196	96. 9	1, 104 1, 126	98. 0
BOD	25	260 272	95. 6	482 489	98. 6	158 168	94. 0	189 196	96. 4	1, 089 1, 125	96. 8
ВОВ	26	259 272	95. 2	482 490	98. 4	168	97. 0	187 196	95. 4	1, 091 1, 126	96. 9
s s	25	269 272	98.9	487 487	100	167 168	99. 4	196 196	100	1, 119 1, 125	99. 5
5 5	26	271 272	99.6	486 490	99. 2	166 168	98.8	196 196	100	1, 119 1, 126	99. 4
大腸菌	25	23 271	8.5	152 435	34. 9	82 167	49. 1			257 873	29. 4
群数	26	15 248	6.0	420	39. 3	168	49. 4			263 836	31. 5
11	25	1, 091 1, 359	80.3	2, 079 2, 390		732 839	87.2	771 784	98.3	4, 673 5, 372	87. 0
П	26	1, 087 1, 336	81.4	2, 105 2, 380	88. 4	742 840	88. 3	766 784	97. 7	4, 700 5, 340	88. 0

備考) 1 県環境管理課調べ

(b) BOD及びSSの環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるBOD及びSSについて、水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

① BOD

BODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに 75%評価 (年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価) で判定するが、表2-2-17 及び表2-

2-18 のとおり、平成 26 年度におけるBODの達成率は 100%で、平成 25 年度の全国河川の達成率 92%を上回っている。

② SS

SSの環境基準達成の適否は、平均値評価(日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価)で判定するが、すべての水域で環境基準を達成した。

表2-2-17 BODの水域類型別の環境基準の達成状況

主 潍/估	平成22	年度	平成23年度		平成24	年度	平成25年度		平成26	年度	全国河川の
医年間 (mg/l)	達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	達成率 (25年度)
1以下	20 20	100%	20 20	100%	20 20	100%	19 20	95%	20 20	100%	89%
2以下	27 27	100%	27 27	100%	27 27	100%	27 27	100%	27 27	100%	94%
3以下	11 11	100%	11 11	100%	11 11	100%	10 11	91%	11 11	100%	90%
5以下	11 11	100%	11 11	100%	10 11	91%	11 11	100%	11 11	100%	
8以下											95%
10以下											97%
計	69 69	100%	69 69	100%	68 69	99%	67 69	97%	69 69	100%	92%
	1以下 2以下 3以下 5以下 8以下 10以下	を中間 達成木城数 総木城数 20 20 20 2以下 27 27 3以下 11 11 5以下 11 11 8以下 10以下 10以下	全球 上 上 上 上 上 上	達成木域数 達成木域数 達成木域数	達成木城数 達成本域数 達成率 達成木城数 達成率 20	遊成木域数 達成本域数 達成率 達成木域数 達成本域数 達成本域数 達成本域数 達成本域数 達成本域数 後水域数 後水域数 20 20 20 20 20 20 20 2	達成木城数 達成本 達成木城数 達成率 達成本城数 達成率 達成本城数 達成率 達成本城数 達成率 達成本城数 達成率 達成本城数 達成率 20 100% 20 100% 20 100% 20 100% 20 100% 20 100% 20 100% 20 100% 20 100% 27 27 100% 27 27 100% 27 27 100% 3以下 11 11 100% 11 11 100% 11 11	達成木城敷 達成木城敷 達成本 達成木城敷 達成率 達成木城敷 達成本城敷 達成本城敷 達成本城敷 達成本城敷 達成本城敷 達成本城敷 達成本城敷	遊歌木城数 達成本 達成本城数 達成率 達成木城数 達成率 達成木城数 達成率 達成木城数 達成率 達成木城数 達成率 達成木城数 達成率 達成木城数 達成率 20 20 100% 20 20 100% 20 20 100% 27 27 100% 27 27 100% 27 27 100% 27 27 100% 27 27 100% 3以下 11 11 100% 11 11 100% 11 11	選択 選択 接成 接成 接成 達成 達成 接成 接成 接成	基本中間 (mg/1) 達成木城数 達成本域数 達成率 達成木城数 達成本域数 達成本域数 達成率 主成本域数 達成率 主成本域数 達成率 主成本域数 主成率 主成本域数 主成本域数 主成率 主成本域数 主成本域数 </td

備考) 県環境管理課調べ

表2-2-18 水域別の環境基準の達成状況 (河川)

		0 /](*/0///]0/		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	37-17						
区分		水域	名	木曽川	長良川	揖斐川	庄内川 (土岐川)	矢作川	神通川 (宮川)	庄川	計
平成		達成水域数	総水域数	22 22	15 15	11 13	6 6	4 4	8	1 1	67 69
25		達成率	(%)	100%	100%	85%	100%	100%	100%	100%	97%
年度		未達成水	域名			粕川AA(4/12) 津屋川B(6/12)					
平		達成水域数		22	15	13	6	4	8	1	69
成	Ì		総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
26		達成率	(%)	100%	100%	85%	100%	100%	100%	100%	100%
年度		未達成水									
	-Lee \										

備考) 1県環境管理課調べ

2未達成水域中の()内は総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

(c) 水生生物保全に係る環境基準の達成率

水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の生息状況等により、水域ごとに生物A、生物特A、生物B及び生物特Bの4つの類型を指定し、類型ごとに全亜鉛等の3項目についての基準値が定められている。

平成26年度は、木曽川等5本川26支川の水域類型

を指定している 35 水域 47 地点で水質測定を実施した。水生生物保全に係る環境基準の達成の適否は、環境基準地点ごとに全ての項目について、年間平均値が環境基準を満足するか否かで判定するが、平成 26 年度において測定を実施したすべての水域で環境基準を達成した。 (表 2 - 2 - 19)

表2-2-19 水域別生物類型別の水生生物保全に係る環境基準の達成状況(河川)

12 2	3 /11/25				一字の場内				rr		
	左	生物		生物			勿B	生物!		計	
区分	年度	達成水域数総水域数	達成率 (%)								
木曽川	25	1 1	100.0	0	_	4	100.0	0	_	5 5	100.0
小百川	26	7 7	100.0	0	_	4	100.0	0	_	11 11	100.0
長良川	25	4	100.0	1 1	100.0	7 7	100.0	0	_	12 12	100.0
KK/II	26	4	100.0	1 1	100. 0	7 7	100.0	0		12 12	100.0
揖斐川	25	1 1	100.0	0		1 1	100.0	0		2 2	100.0
14.2/11	26	1 1	100.0	0	_	1	100.0	0		2 2	100.0
庄内川	25		_		_		_				_
(土岐川)	26	0	_	0	_	5 5	100.0	0		5 5	100.0
矢作川	25		_								_
XIII	26	4	100.0	0		1	100.0	0		5 5	100.0
計	25	6	100.0	1 1	100. 0	12 12	100. 0	0	_	19 19	100.0
(H: +x)	26	16 16	100.0	1 1	100. 0	18 18	100.0	0	_	35 35	100.0

備考) 1県環境管理課調べ

²総水域数は、調査年度に類型が指定されていた水域数を指す。

(4) 湖沼水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、河川と同様、健康項目と生活環境項目について設けられている(資料 12)。 (健康項目) 平成 25 年度は、27 項目について 2 地点で採水し分析した結果、すべての地点で、環境基準を達成した(表 2-2-20)。

表2-2-20 健康項目の環境基準の適合状況(湖沼)

(平成25年度)

検 体 数 等 項 目 検 単 点 数 B							
		Į.			<u>á</u>		
力 ド ミ ウ ム 1 0 0 267 0 0 全 シ ア ン 1 0 0 219 0 0 が	検 体 数 等 項 目	調査対象地点数 A	を超える	B/A (%)	調 査 対 象 地 点 数 A	環 境 基 準 値 を 超 え る 地 点 数 B	B/A (%)
会 1 0 0 267 0 0 大 価 ク ロ 1 0 0 238 0 0 成 素 1 0 0 268 2 0.75 総 水 銀 1 0 0 248 0 0 ア ル 米 銀 1 0 0 62 0 0 P C B 1 0 0 62 0 0 P C B 1 0 0 62 0 0 D D D 148 0 0 0 0 0 D D D 11 0		1	0	0	267		
六価のクロム 1 0 0 238 0 0 配 表 1 0 0 268 2 0.75 総 水 銀 1 0 0 248 0 0 ア ル キ ル 水 銀 1 0 0 62 0 0 P C B 1 0 0 148 0 0 ジ ク ロ ロ メ タ ン 2 0 0 211 0 0 四 塩 化 炭素 2 0 0 211 0 0 1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 2 0 0 211 0 0 1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 2 0 0 211 0 0 2, 1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 2 0 0 211 0 0 1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 2 0 0 211 0 0 1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 2 0 0 211 0 0 1, 3 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 2 0 0 222 0 0 2 中 ウ ラ ム 1 0 0 221 0 0 2 中 ウ ラ ム 1 0 0 221	全 シ ア ン	1	0	0	219	0	0
献 素 1 0 0 268 2 0.75 総 水 銀 1 0 0 248 0 0 ア ル 水 銀 1 0 0 62 0 0 P C B 1 0 0 62 0 0 P C B 1 0 0 148 0 0 ジ クロロメタン 2 0 0 211 0 0 四 塩 化 炭 素 2 0 0 211 0 0 1,1-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 0 1,1,2-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 1,1,1-トリクロロエタン 2 0 0 211 0 0 1,1,2-トリクロロエタン 2 0 0 211 0 0 トリクロロエチレン 2 0 0 221 0 0 テトラクロロエチレン 2 0 0 221 0 0 チ ウ ラ ム 1 0 0 221 0 0	鉛	1	0	0	267	0	0
総 水 銀 1 0 0 6248 0 0 0 P ル キ ル 水 銀 1 0 0 0 62 0 0 0 P C B 1 0 0 0 148 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		1	0	0	238	0	0
アルキル水銀 1 0 0 62 0 0 P C B 1 0 0 148 0 0 ジクロロメタン 2 0 0 211 0 0 四塩化炭素 2 0 0 209 0 0 1,1-ジクロロエタン 2 0 0 211 0 0 1,1-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 1,1,1-トリクロロエタン 2 0 0 211 0 0 1,1,2-トリクロロエタン 2 0 0 211 0 0 トリクロロエチレン 2 0 0 221 0 0 トリクロロオチレン 2 0 0 222 0 0 テトラクロロオチレン 2 0 0 221 0 0 チウラ ム 1 0 0 221 0 0 チオベンカルブ 1 0 0 221 0 0 チオベンカルブ 1 0 0		1	0	0	268	2	0.75
P C B 1 0 0 148 0 0 ジ ク ロ ロ メ タ ン 2 0 0 211 0 0 四 塩 化 炭 素 2 0 0 209 0 0 1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン 2 0 0 211 0 0 1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 2 0 0 211 0 0 シス - 1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 2 0 0 217 0 0 1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 2 0 0 217 0 0 1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 2 0 0 221 0 0 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 2 0 0 222 0 0 テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン 2 0 0 221 0 0 チ ウ ラ ム 1 0 0 221 0 0 チ ウ ラ ム 1 0 0 221 0 0 チ オ ベ ン カ ル ブ 1 0 0 221 0 0 チ オ ベ ン			0	0	248	0	0
ジクロロメタン 2 0 0 211 0 0 四塩化炭素 2 0 0 209 0 0 1,2-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 1,1-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 1,1,1-トリクロロエチレン 2 0 0 217 0 0 1,1,2-トリクロロエタン 2 0 0 211 0 0 トリクロロエチン 2 0 0 221 0 0 トリクロロエチン 2 0 0 222 0 0 テトラクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 テトラクロロオチレン 2 0 0 221 0 0 チャウ ラ ム 1 0 0 221 0 0 チャウ ラ ム 1 0 0 221 0 0 チャウ マ ジン レ 1 0 0 221 0 0 イン ア ジン セ 2 0 0 211 </td <td>アルキル水銀</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>62</td> <td>0</td> <td>0</td>	アルキル水銀	1	0	0	62	0	0
四 塩 化 炭 素 2 0 0 209 0 0 1,2-ジクロロエタン 2 0 0 211 0 0 1,1-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 シス-1,2-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 1,1,1-トリクロロエチレン 2 0 0 217 0 0 1,1,2-トリクロロエチレン 2 0 0 221 0 0 トリクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 テトラクロロエチレン 2 0 0 221 0 0 チカウロロプロペン 2 0 0 221 0 0 チ ウ ラ ム 1 0 0 221 0 0 チ オ ベ ン カ ル ブ 1 0 0 221 0 0 チ オ ベ ン カ ル ブ 1 0 0 221 0 0 イ ン セ レ 2 0 0 211 0 0 イ ン セ レ 2 0 0 221 0 0 イ ン セ 2 0 0 221 0 0 イ ン セ 2 0 0		1	0	0	148	0	0
四 塩 化 炭 素 2 0 0 209 0 0 1,2-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 1,1-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 2x-1,2-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 1,1,1-トリクロロエタン 2 0 0 217 0 0 1,1,2-トリクロロエタン 2 0 0 221 0 0 トリクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 テトラクロロエチレン 2 0 0 217 0 0 チカクロロプロペン 2 0 0 221 0 0 チカウロロプロペン 2 0 0 221 0 0 チカベンカルブ 1 0 0 221 0 0 チオベンカルブ 1 0 0 221 0 0 イベン・ゼンシ 2 0 0 211 0 0 イベン・ゼンシ 2 0 0 211 0 0 イベン・ガース 0 0 0 0 0 0 イベン・ガース 0 0 0	ジクロロメタン	2	0	0	211	0	0
1,1-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 シス-1,2-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 1,1,1-トリクロロエタン 2 0 0 217 0 0 1,1,2-トリクロロエタン 2 0 0 211 0 0 トリクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 テトラクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 1,3-ジクロロプロペン 2 0 0 217 0 0 チウラム 1 0 0 221 0 0 チオベンカルブ 1 0 0 221 0 0 ボンゼンン 2 0 0 211 0 0 ボンガン 1 0 0 221 0 0 ボンガン 1 0 0 221 0 0 ボンカン 1 0 0 211 0 0 ボンカン 1 0 0 211 0<	四 塩 化 炭 素	2	0	0	209	0	0
シス-1, 2-ジクロロエチレン 2 0 0 211 0 0 1, 1, 1 - トリクロロエタン 2 0 0 217 0 0 1, 1, 2 - トリクロロエタン 2 0 0 211 0 0 トリクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 テトラクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 1, 3 - ジクロロプロペン 2 0 0 217 0 0 チウラム 1 0 0 221 0 0 チオベンカルブ 1 0 0 221 0 0 ボンゼン 2 0 0 211 0 0 で レ ン ゼ ン 2 0 0 0 前酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 0 0 231 0 0 ほ う 素 2 0 0 231 0 0		2	0	0	211	0	0
1,1,1-トリクロロエタン 2 0 0 217 0 0 1,1,2-トリクロロエタン 2 0 0 211 0 0 トリクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 テトラクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 1,3-ジクロロプロペン 2 0 0 217 0 0 チウラム 1 0 0 221 0 0 シマジン 1 0 0 221 0 0 チオベンカルブ 1 0 0 221 0 0 ボンゼン 2 0 0 211 0 0 セレン 2 0 0 211 0 0 砂 0 0 211 0 0 0 砂 0 0 213 0 0 0 砂 0 0 342 0 0 0 砂 0 0 231 0 0 0		2	0	0	211	0	0
1,1,2-トリクロロエタン 2 0 0 211 0 0 トリクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 テトラクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 1,3-ジクロロプロペン 2 0 0 217 0 0 チ ウ ラ ム 1 0 0 221 0 0 シ マ ジ ン 1 0 0 221 0 0 チ オ ベ ン カ ル ブ 1 0 0 221 0 0 ベ ン ゼ ン 2 0 0 211 0 0 セ レ ン 1 0 0 213 0 0 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 0 0 231 0 0 ほ う 素 2 0 0 230 0 0	シス-1,2-ジクロロエチレン	2	0	0	211	0	0
トリクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 テトラクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 1,3-ジクロロプロペン 2 0 0 217 0 0 チ ウ ラ ム 1 0 0 221 0 0 シ マ ジ ン 1 0 0 221 0 0 チ オ ベ ン カ ル ブ 1 0 0 221 0 0 ベ ン ゼ ン 2 0 0 211 0 0 セ レ ン 1 0 0 213 0 0 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 0 0 231 0 0 ほ う 素 2 0 0 231 0 0	1,1,1-トリクロロエタン	2	0	0	217	0	0
テトラクロロエチレン 2 0 0 222 0 0 1,3-ジクロロプロペン 2 0 0 217 0 0 チ ウ ラ ム 1 0 0 221 0 0 シ マ ジ ン 1 0 0 221 0 0 チ オ ベ ン カ ル ブ 1 0 0 221 0 0 ベ ン ゼ ン 2 0 0 211 0 0 セ レ ン 1 0 0 213 0 0 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 0 0 342 0 0 ふ っ 素 2 0 0 231 0 0 ほ う 素 2 0 0 230 0 0	1,1,2-トリクロロエタン	2	0	0	211	0	0
1,3-ジクロロプロペン 2 0 0 217 0 0 チ ウ ラ ム 1 0 0 221 0 0 シ マ ジ ン 1 0 0 221 0 0 チ オ ベ ン カ ル ブ 1 0 0 221 0 0 ベ ン ゼ ン 2 0 0 211 0 0 セ レ ン 1 0 0 213 0 0 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 0 0 342 0 0 ふ っ 素 2 0 0 231 0 0 ほ う 素 2 0 0 230 0 0	トリクロロエチレン	2	0	0	222	0	0
チ ウ ラ ム 1 0 0 221 0 0 シ マ ジ ン 1 0 0 221 0 0 チ オ ベ ン カ ル ブ 1 0 0 221 0 0 ベ ン ゼ ン 2 0 0 211 0 0 セ レ ン 1 0 0 213 0 0 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 0 0 342 0 0 ふ っ 素 2 0 0 231 0 0 ほ う 素 2 0 0 230 0 0		2	0	0	222	0	0
シマジン1 0 0 221 0 0 チオベンカルブ1 0 0 221 0 0 ベンゼン2 0 0 211 0 0 セレン1 0 0 213 0 0 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素1 0 0 342 0 0 ふっ素2 0 0 231 0 0 ほう3 素2 0 0 230 0 0		2	0	0		0	0
チオベンカルブ 1 0 0 221 0 0 ベンゼン 2 0 0 211 0 0 セレン 1 0 0 213 0 0 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 0 0 342 0 0 ふっ 素 2 0 0 231 0 0 ほ う 素 2 0 0 230 0 0		1	0	0	221	0	0
ベ ン ゼ ン 2 0 0 211 0 0 セ レ ン 1 0 0 213 0 0 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 0 0 342 0 0 ふ つ 素 2 0 0 231 0 0 ほ う 素 2 0 0 230 0 0		1	0	0	221	0	0
セ レ ン 1 0 0 213 0 0 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 0 0 342 0 0 ふ っ 素 2 0 0 231 0 0 ほ う 素 2 0 0 230 0 0		1	0	0	221	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 0 0 342 0 0 ふ つ 素 2 0 0 231 0 0 ほ う 素 2 0 0 230 0 0	ベンゼン	2	0	0	211	0	0
ふ っ 素 2 0 0 231 0 0 ほ う 素 2 0 0 230 0 0	セレン	1	0	0	213	0	0
ほう 素 2 0 0 230 0 0		1	0	0		0	0
		2	0	0	231	0	0
$\begin{bmatrix} 1 & 4 & - & \cancel{y} & 7 & 7 & 7 & 7 & 7 & 7 & 7 & 7 & 7 & $		2	0	0	230	0	0
	,		0	0	192	0	0
全 体 2 0 395(のべ地点数) 2 0.51	全体	2	0	0	395(のべ地点数)	2	0.51

備考) 県環境管理課調べ

(生活環境項目)

(a) 環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、湖沼の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域ごとにAAからCまでの類型を指定し、類型ごとにpH(水素イオン濃度)、DO(溶存酸素量)、COD(化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)及び大腸菌群数の5項目について基準値が定められている。

また、同様に各水域ごとにIからVまでの類型を指定し、類型ごとに全窒素、全燐の2項目について基準値が定められている。

平成25年度は、水域類型を指定している2地点で水質測定を実施したところ、COD等5項目に関する延べ125件の環境基準に対する適合率は、表2-2-21のとおり全体の89.6%であった。なお、全窒素については、本県の2地点には環境基準は適用されていない。

表2-2-21 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況(湖沼)

表と一と	-21	生活块块	見垻日のノ	小 现類型》	刊の琼児:	坖
		F	Λ	言	+	
区分	年度	環境基準 適 合 数 総検体数	適合率	環境基準 適 合 数 総検体数	適合率	
	24	30	100. 0 (88. 5)	30	100. 0 (86. 8)	
рН	25	27 27	100.0	27 27	100. 0	
D. O	24	26 30	86. 7 (80. 4)	26 30	86. 7 (84. 5)	俳
D O	25	26 27	96. 3	26 27	96. 3	
COD	24	29 30	96. 7 (61. 0)	29 30	96. 7 (50. 0)	
COD	25	27 27	100.0	27 27	100. 0	
s s	24	29 30	96. 7 (71. 4)	29 30	96. 7 (69. 7)	
3 3	25	23 27	85. 2	23 27	85. 2	
大腸菌	24	17 18	94. 4 (76. 6)	17 18	94. 4 (75. 3)	
群数	25	9 17	52. 9	9 17	52. 9	
計	24	131 138	94. 9 (75. 9)	131 138	94. 9 (73. 2)	
μĬ	25	112 125	89. 6	112 125	89. 6	

			1	<u>l</u>	П	Ц	Ħ	Γ
17.	\wedge	年	環境基準		環境基準		環境基準	
区	分	度	適合数	適合率	適合数	適合率	適合数	適合率
			総検体数		総検体数		総検体数	
		24	6	100.0	11	91. 7	17	94. 4
全	燐	24	6	(53.4)	12	(71.9)	18	(54.6)
土.	炒牛	25	4	80. 0	12	100. 0	16	94. 1
		2	5	00.0	12	100.0	17	94. 1

備考) 1 県環境管理課調べ

2 ()は全国湖沼のAA~Cまでもしくは $I \sim V$ までの適合率である。

(b) COD等環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるCOD及び全燐について水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

① COD

CODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに 75%評価 (年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価)で判定するが、すべての水域で環境基準を達成・維持していた。

② 全燐

全燐の環境基準達成の適否は、平均値評価(日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価)で判定するが、すべての水域で環境基準を達成していた。

(ウ) 底質調査

3河川の3地点において、平成26年度に調査を実施した結果は、平成25年度と同程度であり、特に問題となる数値はみられなかった(資料27)。

(エ) 地下水質調査

概況調査は、県内を2~5km メッシュで区切り、 100 メッシュを対象として、メッシュの中から調査地 点を1地点選定するメッシュ方式と、揮発性有機化合物の使用履歴のある事業場(廃止した事業場を含む)が立地するメッシュから21地点を選定するVOC重点調査により実施した。

この結果、砒素が2地点(高山市、海津市)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点(多治見市)環境基準を超過した。

今後は、環境基準を超過した井戸について、モニタ リング調査を実施し、汚染の経過を監視していく。こ のほかの井戸は、全項目について環境基準に適合して いた

イ 各水域ごとの状況

河川の代表的な汚濁指標であるBODについて水域別にみた状況は、次のとおりである。

(7) 木曽川水域(表2-2-22、図2-2-2)

(a) 本 川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において、環境基準を達成した。下流の起地点(羽島市)においても0.6mg/lと良好な水質を保持している。

(b) 支 川

すべての水域で環境基準を達成した。

表2-2-22 木曽川水域の環境基準(BOD)の達成状況

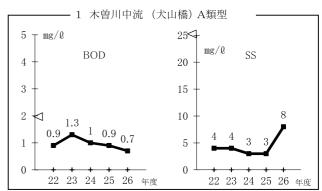
											類	型		25 年 度			26 年 度	
	水	垣	Ì	名			測定	地点	名		(基準	!値)	75%	評 価	75%値	75%	評 価	75%値
											(mg/	1)	X/Y	達成状況	(mg/1)	X/Y	達成状況	(mg/1)
	木	曽	Щ	上	流	落	合		ダ	ム	ΑA	(1)	0/12	0	0.8	0/12	0	0.7
本	+	曽	Ш	中	流	兼	山		ダ	ム	Α	(2)	0/12	0	0. 5	0/12	0	0.5
Щ	木	百	711	十	()IL	犬		Щ		橋	Α	(2)	0/12	0	0. 9	0/12	0	0. 7
	木	曽	Ш	下	流			起			Α	(2)	0/12	0	0. 9	0/12	0	0.6
	飛	騨	Ш	上	流	東		上		田	AA	(1)	0/4	0	0.6	1/12	0	<0.5
	飛	騨	Ш	下	流	Ш	辺		ダ	ム	Α	(2)	0/4	0	0.6	0/12	0	0.8
	Щ		上		Ш	本	Ш	合	流	前	Α	(2)	0/4	0	0.6	0/12	0	0.5
	落		合		Ш	本	Ш	合	流	前	Α	(2)	0/4	0	0.8	0/12	0	0.7
	中	津	Ш	上	流	中		Ш		橋	Α	(2)	0/4	0	0.6	0/12	0	0.5
	中	津	Ш	下	流	本	Ш	合	流	前	С	(5)	0/4	0	2. 2	0/12	0	1.8
	付		知		Ш	本	Ш	合	流	前	Α	(2)	0/4	0	0.7	0/12	0	0.6
	冏	木	川	上	流	恵	那		大	橋	Α	(2)	0/4	0	0. 9	0/12	0	0.7
支	冏	木	Ш	下	流	本	Ш	合	流	前	С	(5)	0/4	0	2. 3	0/12	0	2. 4
川	中	野	;	方	Ш	巴				橋	Α	(2)	0/4	0	0.6	0/12	0	0.6
/''	可	児	川	上	流	鳥	屋		場	橋	В	(3)	0/4	0	1.0	0/12	0	1.0
	可	児	Ш	下	流	は		ね		橋	С	(5)	0/4	0	1.0	0/12	0	1. 1
	加		茂		Л	本	Ш	合	流	前	В	(3)	0/4	0	1. 1	0/12	0	1. 1
	新	境	Щ	上	流	東		泉		橋	В	(3)	0/12	0	1. 5	0/12	0	1.4
	新	境	Щ	下	流	米				野	С	(5)	0/12	0	1. 4	0/24	0	1. 5
	小		坂		Ш	古		子		橋	AA	(1)	0/4	0	<0.5	0/12	0	<0.5
	馬		瀬		Ш	飛	騨川	{	流	前	AA	(1)	0/4	0	0.5	1/12	0	0.5
	白				Ш	飛	騨川	{	流	前	AA	(1)	0/4	0	<0.5	0/12	0	0.5
	黒				Ш	岩		穴		橋	AA	(1)	0/4	0	<0.5	0/12	0	0.5

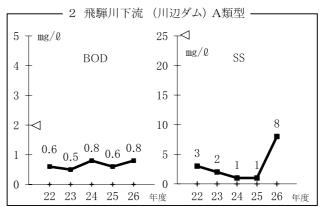
備考) 1 県環境管理課調べ

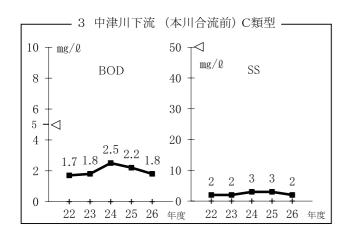
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

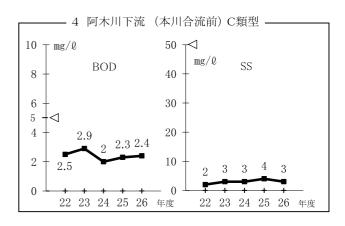
図2-2-2 木曽川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化

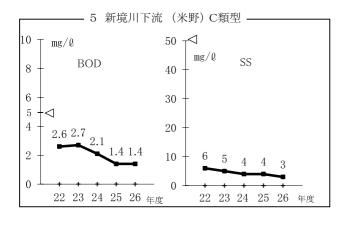


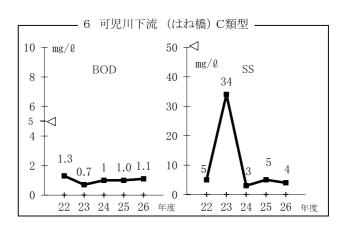












備考) 1 県環境管理課調べ 2 ⊲は環境基準値を示す。

(4) 長良川水域 (表 2 - 2 - 23、図 2 - 2 - 3) (a) 本 川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を 指定しているが、全水域において環境基準を達成し た。下流の長良大橋地点においても 0.6mg/0 と良 好な水質を保持している。 また、長良川水域の県内最下流地点である東海大橋地点(補助地点)においても、1.2mg/l と良好な水質を保持している。

(b) 支 川

すべての水域で環境基準を達成した。

表2-2-23 長良川水域の環境基準(BOD)の達成状況

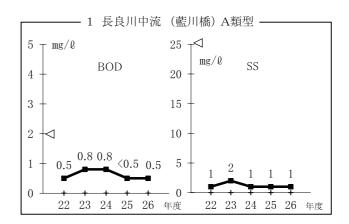
							類	型		25 年 度			26 年 度	
		水域名			測定地点	名	(基準	越値)	75%	6評価	75%値	75%	6評価	75%値
							(mg/	1)	X/Y	達成状況	(mg/1)	X/Y	達成状況	(mg/1)
	長	良 川	上流	和	合	橋	AA	(1)	0/12	0	<0.5	0/12	0	<0.5
本	長	良川	中游	鮎	之	頼 橋	Α	(2)	0/12	0	<0.5	0/12	0	0.5
Ш	又	及川	十一仞	藍	Л	橋	Α	(2)	0/12	0	<0.5	0/12	0	0.5
	長	良 川	下游	長	良っ	大 橋	Α	(2)	0/12	0	0.8	0/12	0	0.6
	吉	田	Л	小	野	橋	AA	(1)	0/4	0	<0.5	0/12	0	<0.5
	板	取	Л	長	瀬	橋	AA	(1)	0/4	0	<0.5	0/12	0	<0.5
	武	儀	Л	南	武	告 橋	Α	(2)	0/4	0	<0.5	0/12	0	0.6
	津	保	Л	桜		橋	Α	(2)	0/4	0	0.7	1/12	0	0.8
	伊	自良川	1上流	繰	船	橋	Α	(2)	1/12	0	0.8	0/12	0	0.7
支	伊	自良川	1下流	竹		橋	С	(5)	1/12	0	3.8	0/24	0	2. 1
Л	鳥	羽	Л	伊	自良川台	合流 前	В	(3)	0/12	0	1. 1	0/12	0	1.1
	境	Ш	上 淓	東	辰 兼	新 橋	С	(5)	0/12	0	2. 4	0/12	0	3.3
	境	Ш	下 济	境	Щ	橋	С	(5)	0/12	0	3. 2	2/12	0	3. 2
	荒	田	Л	出		村	В	(3)	0/12	0	1.4	0/12	0	1.4
	糸	貫	Л	苗	田	橋	С	(5)	2/12	0	4.3	0/12	0	3.9
	桑	原	Л	本	川合	流前	С	(5)	0/12	0	3.6	1/12	0	3.0

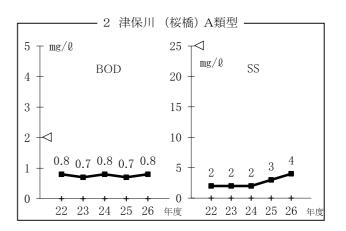
備考) 1 県環境管理課調べ

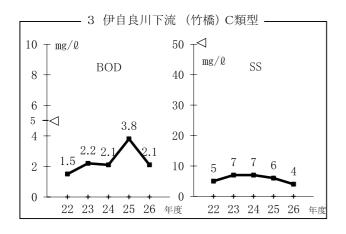
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

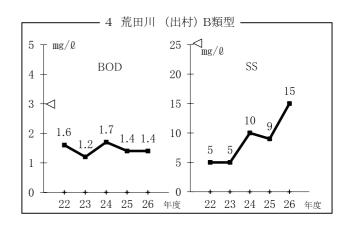
図2-2-3 長良川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化

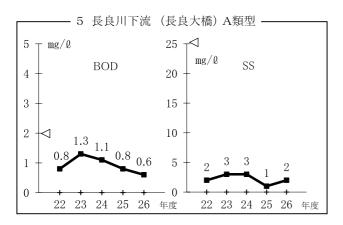


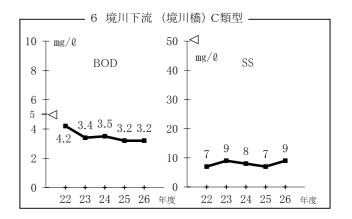












備考)1 県環境管理課調べ 2 <>は環境基準値を示す。

(ウ) 揖斐川水域 (表 2 - 2 - 24、図 2 - 2 - 4)

(a) 本 川

揖斐川(1)、(2)はAA類型、同(3)はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の福岡大橋地点においても1.2mg/0と良好な水質を保持している。

(b) 支 川 すべての水域で環境基準を達成した。

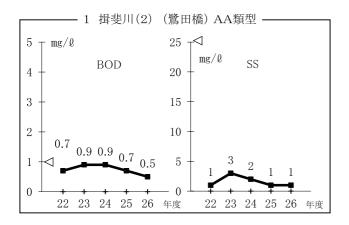
表2-2-24 揖斐川水域の環境基準(BOD)の達成状況

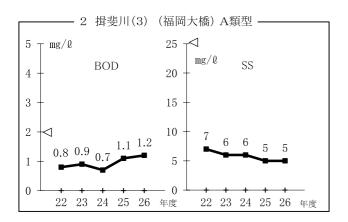
						類	型		25 年 度			26 年 度	
	水 域	名		測定地点	点名	(基準	售値)	75%	評価	75%値	75%	評 価	75%値
						(mg/	1)	X/Y	達成状況	(mg/1)	X/Y	達成状況	(mg/1)
	揖斐川	(1)	岡	島	橋	AA	(1)	2/12	0	0.8	0/12	0	0.5
本川	揖斐川	(2)	鷺	田	橋	AA	(1)	0/12	0	0.7	0/12	0	<0.5
711	揖斐川	(3)	福	岡	大 橋	Α	(2)	1/12	0	1.1	1/12	0	1. 2
	粕	Щ	脛	永	橋	AA	(1)	4/12	×	1.1	2/12	0	0.6
	根	邑 川	山		口	AA	(1)	0/12	0	<0.5	0/12	0	<0.5
	三 7	k 川	三	水	川橋	Α	(2)	1/12	0	1.2	0/12	0	0.9
	牧田丿	川上 流	_	之	瀬 橋	AA	(1)	0/12	0	0.8	2/12	0	0.8
支	牧田丿	川 中 流	横	曽	根 橋	Α	(2)	0/12	0	0.7	0/12	0	0.6
Ш	牧田丿	川 下 流	池		辺	С	(5)	0/12	0	1.2	0/24	0	1.6
	杭瀬	顚 川	高	淵	橋	Α	(2)	0/12	0	1.2	0/24	0	1. 1
	相	Щ	綾		里	В	(3)	0/12	0	1.8	1/12	0	2. 1
	水	月 川		水	橋	С	(5)	2/12	0	4.2	5/24	0	3. 1
/#: +z.\				岡	大 橋	В	(3)	6/12	×	3.7	1/12	0	2. 4

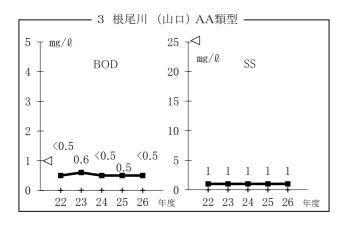
備考) 1 県環境管理課調べ

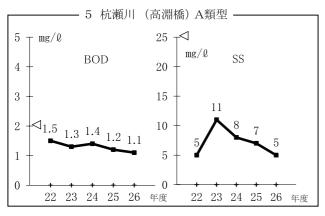
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

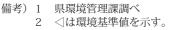
図2-2-4 揖斐川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化

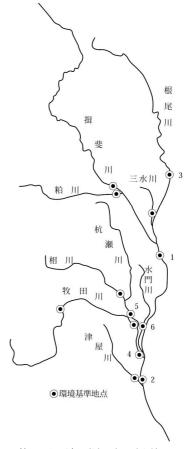


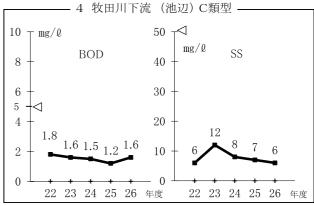


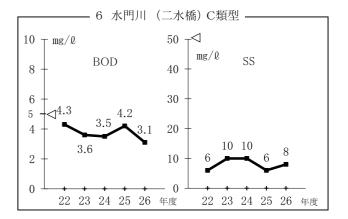












(エ) 庄内川 (土岐川) 水域 (表 2 - 2 - 25、図 2 - 2 - 5) (a) 本 川

上流はA類型、中流はB類型の水域類型を指定しているが、両水域はともに環境基準を達成した。 県境付近の天ヶ橋地点においても、1.2mg/0と 良好な水質を保持している。

(b) 支 川

すべての水域で環境基準を達成した。

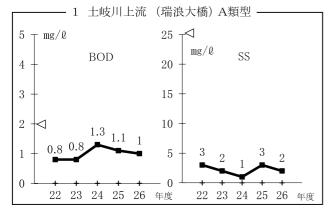
表2-2-25 庄内川(土岐川)水域の環境基準(BOD)の達成状況

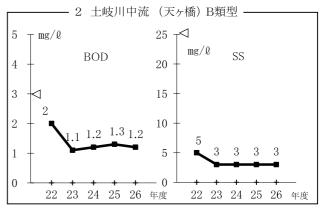
										類	型		25 年 度			26 年 度	
	水	域		名			測定均	也点名		(基注	準値)	75%	評 価	75%値	75%	評 価	75%値
										(mg/	1)	X/Y	達成状況	(mg/1)	X/Y	達成状況	(mg/1)
+	土	岐丿	П	上:	流	瑞	浪	大	橋	Α	(2)	0/12	0	1. 1	1/12	0	1.0
本川川	4.	ıld: I	П	中:	流	111	į	Ļ	橋	В	(3)	0/12	0	1.1	0/12	0	1.0
711	土	岐丿	'	Ψ,	()IL	天	į	ケ	橋	В	(3)	1/12	0	1.3	1/12	0	1.2
	小	Ē	E.	,	\square	は	Ġ	子	橋	В	(3)	0/12	0	1.1	0/12	0	1.0
支	肥	F	Ħ	,	\square	肥	F	Ħ	橋	В	(3)	0/12	0	1.0	1/12	0	1.0
Л	妻	7	卞		Ш	御	i	幸	橋	В	(3)	0/12	0	0.9	0/12	0	0.8
	笠		亰			桜			橋	Α	(2)	0/12	0	1.1	1/12	0	1.0
(H- H-)		TI VIII I															

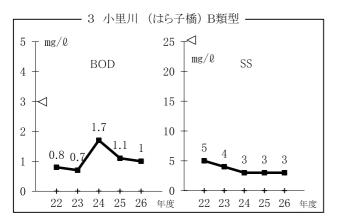
備考) 1 県環境管理課調べ

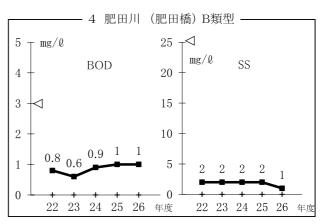
図2-2-5 庄内川(土岐川)水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



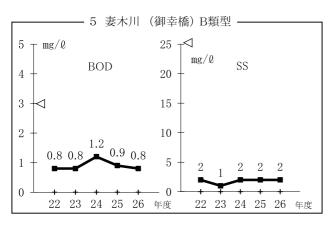


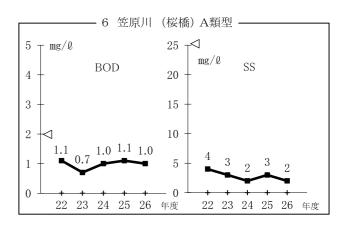






² X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。





備考) 1 県環境管理課調べ

2 ⊲は環境基準値を示す。

(t) 矢作川水域 (表 2 - 2 - 26、図 2 - 2 - 6) (a) 本 川

県内区間はAA類型に指定している。最上流部では 0.6mg/l と環境基準を達成した。

(b) 支 川 すべての水域で環境基準を達成した。

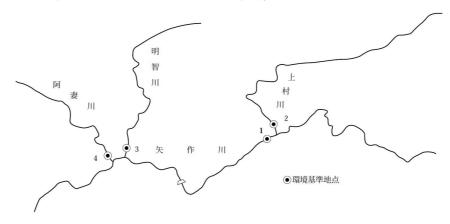
表2-2-26 矢作川水域の環境基準(BOD)の達成状況

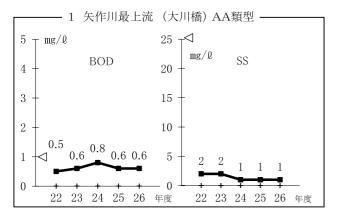
									類	型		25 年 度			26 年 度	
7.	k	域	名		測知	定地点	包		(基注	售値)	75%	評 価	75%値	75%	評 価	75%値
									(mg/	1)	X/Y	達成状況	(mg/1)	X/Y	達成状況	(mg/1)
本川	矢	作川貞	最上流	大		Ш		橋	AA	(1)	0/12	0	0.6	1/12	0	0.6
	上	村	Щ	せ	き	れ	い	橋	AA	(1)	0/12	0	<0.5	1/12	0	<0.5
支川	明	智	Щ	本	Ш	合	流	前	Α	(2)	0/12	0	0.7	1/12	0	0.5
	阿	妻	Щ	本	Ш	合	流	前	Α	(2)	0/12	0	0.7	0/12	0	0.7

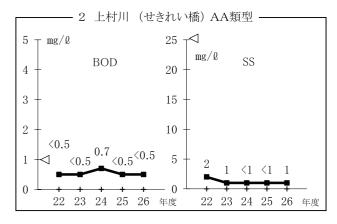
備考) 1 県環境管理課調べ

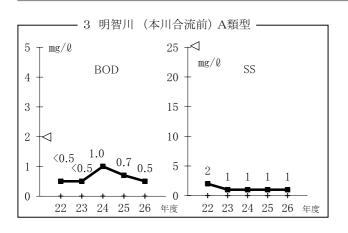
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

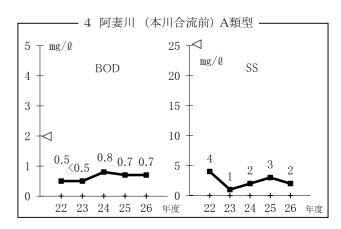
図2-2-6 矢作川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化











備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 ⊲は環境基準値を示す。
- (カ) 神通川 (宮川) 水域 (表 2 2 27、図 2 2 7) (a) 本 川

上流はAA類型、下流はA類型の水域類型を指定しているが、両水域は、ともに環境基準を達成した。

(b) 支 川 すべての水域で環境基準を達成した。

表2-2-27 神通川(宮川)水域の環境基準(BOD)の達成状況

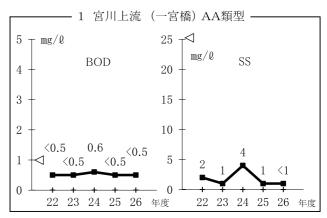
										類	型		25 年 度			26 年 度	
	水	域	名			測定	と地戸	点名		(基注	售値)	75%	評 価	75%値	75%	評 価	75%値
										(mg/	1)	X/Y	達成状況	(mg/1)	X/Y	達成状況	(mg/1)
+	宮	Щ	上	流	1		宮		橋	AA	(1)	0/12	0	<0.5	0/12	0	<0.5
本川	宀	ш	下	法	宮		城		橋	Α	(2)	0/12	0	0.6	0/12	0	0.8
711	宮	711	l,	流	新	国		境	橋	Α	(2)	0/12	0	0.6	0/12	0	0.8
	高	原川	1上	流	浅	井	田	堰	堤	AA	(1)	0/12	0	<0.5	0/12	0	<0.5
	高	原川	下	流	新		猪		谷	AA	(1)	0/12	0	<0.5	0/12	0	<0.5
支	Ш	Т	<u>.</u>	Щ	宮	Ш	合	流	前	Α	(2)	0/6	0	0.6	0/6	0	0.9
Ш	小	八	賀	Щ	宮	Щ	合	流	前	AA	(1)	0/12	0	<0.5	0/12	0	<0.5
	荒	坊	芃	Щ	宮	Ш	合	流	前	Α	(2)	0/12	0	0.8	0/12	0	0.8
(Ht -l-x)	小	į.	•	Щ	I	Щ	合	流	前	A	(2)	0/6	0	0.5	0/6	0	0. 5

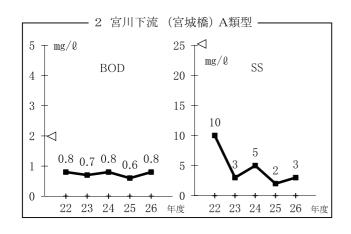
備考) 1 県環境管理課調べ

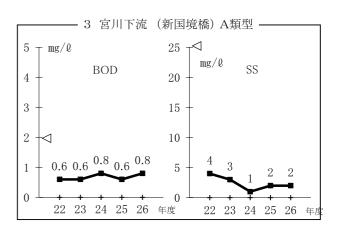
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

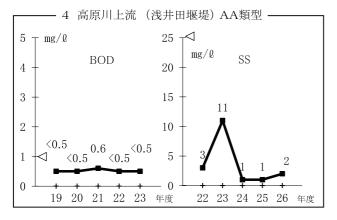
図2-2-7 神通川(宮川)水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化

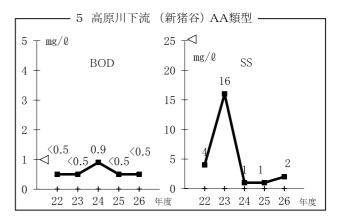












- 備考)1 県環境管理課調べ 2 ⊲は環境基準値を示す。
 - (キ) 庄川水域 (表 2 2 28、図 2 2 8) A類型の水域類型を指定しているが、0.5mg/0 未満と環境基準を達成した。

表2-2-28 庄川水域の環境基準(BOD)の達成状況

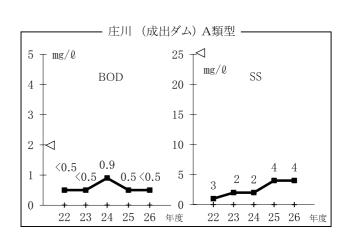
								類	型		25 年 度			26 年 度	
水	域	名			測定地	也点名		(基注	準値)	75%	評 価	75%値	75%	評 価	75%値
								(mg/	1)	X/Y	達成状況	(mg/1)	X/Y	達成状況	(mg/1)
本川 庄			Ш	成	出	ダ	ム	Α	(2)	0/6	0	0. 5	0/6	0	<0.5

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-2-8 庄川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ 2 ⊲は環境基準値を示す。

(4) 水質汚濁による被害<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁は、河川を水源としている水 道用水や農業用水又は水産等に少なからず影響を与 えている。平成26年度の魚類へい死事故及び重油等 流出事故の発生件数は、それぞれ26件及び68件、計 94件であった。

なお、公共用水域における水質汚濁事故の対応は、適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

表2-2-29 魚類へい死及び重油等流出事故発生状況

区分	年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
魚類	工業排水(件)	1(0)	2(1)	4(1)	0(0)	0(0)
~\\	その他(件)	15 (5)	30 (7)	30(9)	31(9)	26(14)
死	計 (件)	16(5)	32(8)	34(10)	31(9)	26(14)
3H-3/fz	工 場(件)	33 (4)	30(6)	36(11)	33(5)	17(4)
油流出等	その他(件)	54(27)	69 (35)	67 (32)	36 (16)	51 (30)
田寺	計 (件)	87 (31)	99 (41)	103 (43)	69 (21)	68 (34)

備考) 1 県環境管理課調べ

2 () 内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

(5) 水質汚濁の発生源の状況 < 環境管理課 >

ア 特定事業場の概要

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設を有する工場・事業場(以下「特定事業場」という。)については、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」により規制を行っている。

「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場数は、法施行当初の昭和46年度末では2,769であったが、昭和47年に畜産、昭和49年に試験研究機関及び旅館、昭和51年に中央卸売市場及び浄水場、昭和54年に病院及び一般廃棄物焼却場、昭和56年に冷凍調理食品製造業等8業種、昭和57年に地方卸売市場、昭和63年に飲食店等5業種、平成3年度にトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設並びに201人以上500人以下のし尿浄化槽、平成10年度に廃PCBの焼却施設等、平成11年度にジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設、平成24年度に1,4-ジオキサンによる界面活性剤製造業の反応施設等がそれぞれ追加指定され、平成26年度末では、8,474(昭和46年度比約3.1倍)となっている。

これらの特定事業場の排出水のうち、シアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質については、排出水量にかかわらずすべての特定事業場に規制が適用されている。また、BOD、SS等の生活環境項目については、「水質汚濁防止法」に基づき1日当たりの排水量が50㎡以上の特定事業場に適用されるが、さらに県では、河川における環境基準の達成・維持を図るため、一般排水基準よりも厳しい基準や、業種によっては1日当たりの排水量が50㎡未満の特定事業場にも基準を適用する上乗せ排水基準(県が条例で定める排水基準)を定めている。

平成26年度末における排水基準が適用される特定

事業場数は、1,402である。

また、「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、7業種を対象として規制しており、平成26年度末の特定事業場数は、3,492あり、このうち排水基準が適用される特定事業場数は86となっている。

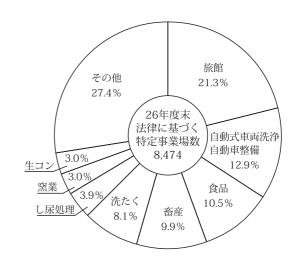
イ 業種又は施設別の特定事業場の状況

「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場を業種又は施設別にみると、旅館が最も多く、自動式車両洗浄施設、食品、畜産の順で、4業種で全体の半数を占めている(図2-2-9)。

「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、自動車整備・給油所、畜産で全体の9割を占めている(図2-2-10)。

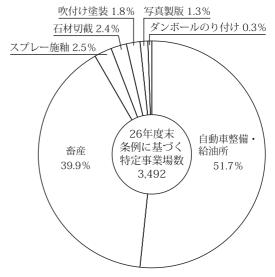
これらの特定事業場のうち生活環境項目の排水基準が適用されているものを業種又は施設別にみると、「水質汚濁防止法」に基づくものでは、し尿処理、旅館、砕石、下水道が多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものでは、石材切截、スプレー式施釉が多い(図2-2-11、図2-2-12)。

図2-2-9 法律に基づく特定事業場の業種別内訳



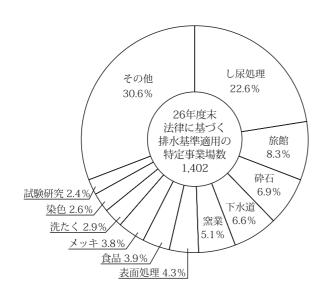
備考)県環境管理課調べ

図2-2-10 条例に基づく特定事業場の業種別内訳



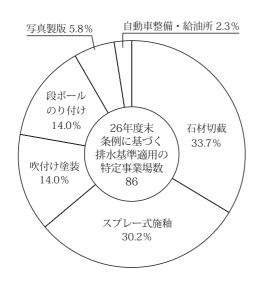
備考)県環境管理課調べ

図2-2-11 法律に基づく排水基準適用特定事業場の 業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

図2-2-12 条例に基づく排水基準適用特定事業場の 業種別内訳



備考)県環境管理課調べ

ウ 水域別の特定事業場の状況

本県の特定事業場数(「水質汚濁防止法」に基づくもの8,474、「岐阜県公害防止条例」に基づくもの3,492、計11,966)を水域別にみると、長良川水域30.6%、木曽川水域26.6%、揖斐川水域17.2%の順で多く、この3水域に約75%が集中しており、以下神通川(宮川)水域、庄内川(土岐川)水域、庄川水域、矢作川水域、九頭竜川水域の順となっている(資料30)。

(7) 木曽川水域

製紙・パルプ、金属製造業の特定事業場からの汚濁 負荷が大きい。 特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、旅館、自動式車両洗浄・自動車整備、畜産の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

(4) 長良川水域

中流部の製紙(古紙再生)、電気めっき、岐阜市及 びその周辺の製紙(古紙再生)、繊維(染色)、電気 めっき等の地場産業に係る特定事業場からの汚濁負 荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、自動式車両洗浄・自動車整備、旅館、洗たく業の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。(ウ) 揖斐川水域

大垣市及びその周辺部の化学、繊維(染色)、電気 めっき等特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、自動式車両洗浄・自動車整備、食品、旅館の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは畜産、自動車整備・給油所が多くを占めているが、他の水域に比べて石材切截が集中している。

(エ) 庄内川(土岐川) 水域

窯業関連特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、窯業が約27%を占めて最も多く、以下自動式車両洗浄・自動車整備、食品の順となっている。

「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、スプレー式施釉(タイル・洋食器)の順であり、他の水域に比べてスプレー式施釉が集中している。

また、支川の小里川上流に寒天製造業が立地しているのも特徴的である。

(オ) 矢作川水域

特定事業場は、他の水域より比較的少なく、支川の 明智川、阿妻川流域に窯業関連工場がある。

(カ) 神通川(宮川)流域

高山市を中心として観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場は、旅館がほぼ半数を占めている。「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、畜産、自動車整備・給油所でほとんどを占めている。

(キ) 庄川水域

白川郷、御母衣ダム等の観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく事業場は、旅館がほとんどである。

(ク) 九頭竜川水域

郡上市白鳥町石徹白地区に、「水質汚濁防止法」に 基づく事業場として、旅館がある。

図2-2-13 水域別特定事業場の状況(法律に基づくもの)

(平成27年3月現在)

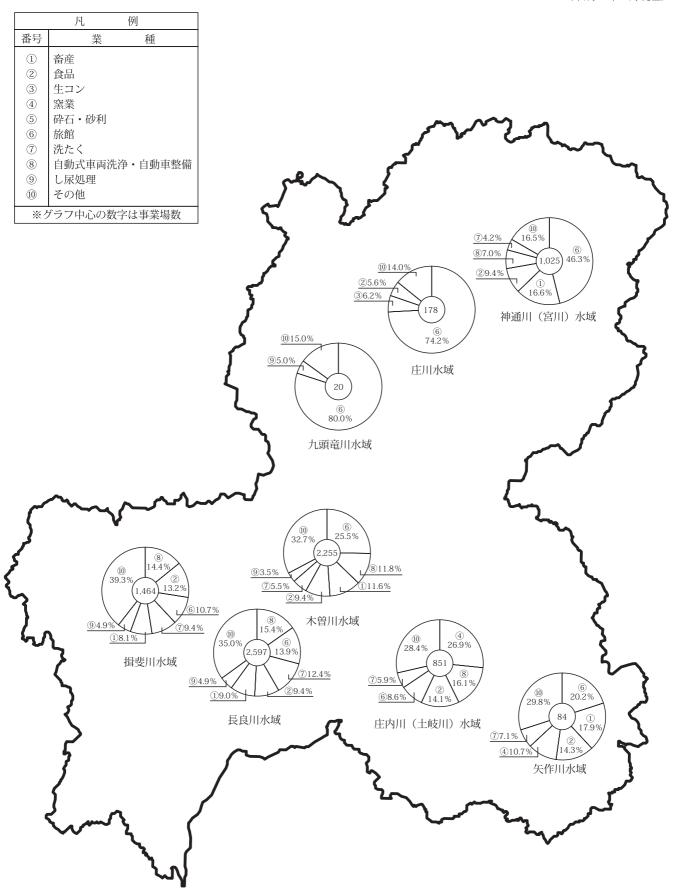
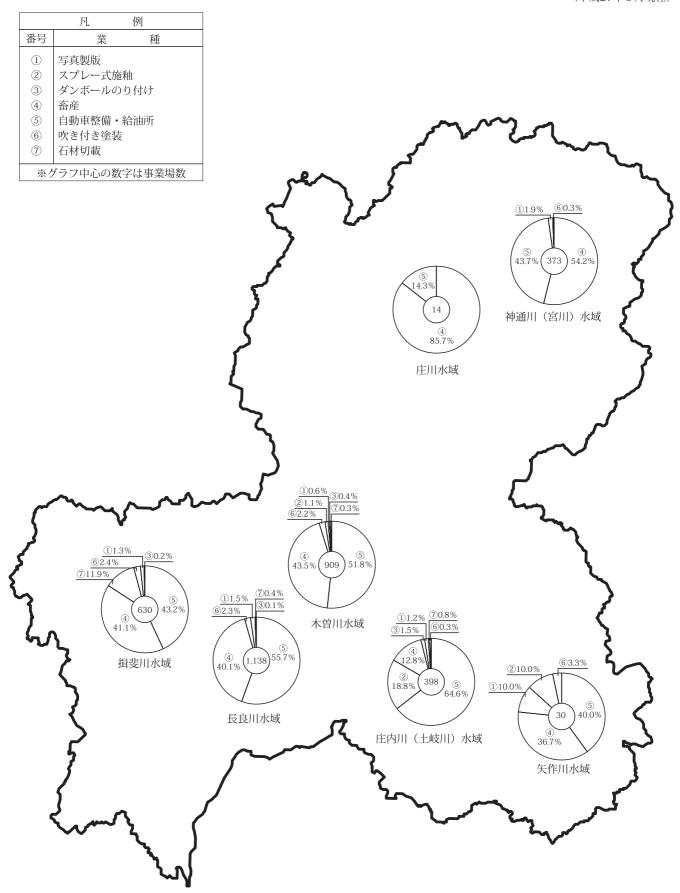


図2-2-14 水域別特定事業場の状況(条例に基づくもの)

(平成27年3月現在)



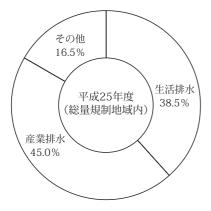
エ 生活系排水による汚濁状況

河川の水質汚濁の原因としては、工場・事業場等からの産業系排水、県民の日常生活による生活系排水、山林・農地等からの有機物等のその他系に分類される。

このうち産業系排水については、「水質汚濁防止法」等に基づく規制や指導等の実施、排水処理技術の向上等により、平成25年度の汚濁負荷量(COD)は、昭和54年度を1としたとき0.43にまで減少した。一方、生活系排水については、下水道や浄化槽(合併処理浄化槽)の整備の進展に伴い汚濁物質の総量は減少し、昭和54年度を1としたとき0.43にまで減少した。その結果、平成25年度の汚濁負荷量に占める割合は、生活系排水が38.5%となり、産業系排水の45.0%を下回っている。

し尿を単独処理浄化槽やくみ取りで処理している場合は、生活系排水のほとんどが未処理で河川に放流されているため、水質保全の上で、その対策が重要な課題となっている。

図2-2-15 河川の水質の汚濁割合(COD)



備考) 県環境管理課調べ

(6) 法令等による規制及び指導

ア 濃度規制<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、「水質汚 濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき特定 施設に対し排水規制を行っている。

「水質汚濁防止法」では、人の健康に有害なシアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質について、平成6年にジクロロメタン等13物質、平成13年にほう素等3物質、平成24年に1,4-ジオキサンが追加指定され、28項目になり排出水の多少を問わず、すべて

の特定事業場に排水基準が適用されている。また、p H、BOD等 15 項目の生活環境項目については、1 日当たりの排水量が 50m³以上の特定事業場に排水基準を適用している。さらに、この一律排水基準によっても、十分に水質の汚濁防止を図ることができない水域もあるため、条例で一律排水基準よりも厳しい、いわゆる上乗せ排水基準を設定し、水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定している木曽川水域等 7 水域に適用している。さらに、「岐阜県公害防止条例」により、法律に定められていない7業種を指定し、規制の強化を図っている。また、水質総量規制制度については、指定地域内の1日当たり排水量が50 m³以上のすべての特定事業場に対して、総量規制基準の遵守義務及び汚濁負荷量の測定義務を課している。

一方、法令による規制措置と並んで、一定規模以上 の排水施設を設置する場合の事前協議及び公害防止 協定も水質保全上重要な役割を果たしており、法律や 条例による規制より厳しい協定値の適用、土地利用計 画への対応、被害補償、報告・調査への協力義務など を主な内容としている。

イ 水質総量規制<環境管理課>

水質総量規制制度は、水質汚濁防止法等に基づき、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域(東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海)の水質改善を図るため、昭和54年以来7次にわたり、化学的酸素要求量(COD)を対象に、また、第5次総量規制からは窒素及びりんを新たな対象項目に加えて実施されており、県は、伊勢湾に流入する87市町村(平成13年指定時)の区域について総量削減計画を策定し、削減目標量の達成に努めてきた。

第7次総量削減計画にもとづく本県の発生源別の削減目標量(平成26年度)と平成24年度の実績は、表2-2-30のとおりであり、目標達成にむけて汚濁負荷のさらなる削減に努めている。

ウ 発生源監視指導等<環境管理課>

水質汚濁を未然に防止し、県民の健康を保護すると ともに、生活環境の保全を図るためには、「水質汚濁 防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事 業場の監視指導を実施することが必要である。

このため、平成 26 年度は、届出事項の確認、特定施設及び排水処理施設の維持管理状況、排水基準の遵守状況について 1,155 件 (内岐阜市 185 件)の立入検査を実施し、排水基準を超える又はそのおそれのある特定事業場に対し、表 2-2-31 のとおり 27 件の行政処分等を行った。

表2-2-30 平成26年度発生源別削減目標量と実績

-	<u> </u>	1 /20 = 0	人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	111000	_ / 1///					
		化学的酸素	要求量(COD)	(トン/目)	窒素含有量(トン/日)			りん含有量 (トン/日)		
	区 分	21 年 度	05年产生	26 年 度	21 年 度	195任 世 主 活 1	26 年 度	21 年 度	05年帝安建	26 年 度
		削減目標	25年度実績	削減目標	削減目標		削減目標	削減目標	25年度実績	削減目標
	生活排水	18	14	14	10	8	8	1.1	0.8	0.9
	産業排水	18	16	17	5	4	4	0.6	0.5	0.5
	その他	他 6 6		6	18	19	19	0.6	0.7	0.7
	合 計	42	36	37	33	30	31	2.3	2.0	2. 1

備考) 県環境管理課調べ

表2-2-31 特定事業場に対する行政処分状況

(平成26年度)

	処分内容		行 政	処	分 等	
業種		一時停止命令 (件)	改善命令 (件)	改善勧告 (件)	注意(件)	計 (件)
総	数			4	23 (10)	27(10)
	畜産					
	食 品			1	4(1)	5(1)
	染 色 · 染 毛			2	6(2)	8(2)
	製紙					
	出版 • 印刷					
	化 学				1	1
	生 コ ン					
水	窯業			1	3	4
質	砕 石 · 砂 利					
汚濁	機械・金属・鉄鋼					
防	表 面 処 理				1	1
止	電気めっき					
法	旅館				1	1
1,2	洗たく					
	自動式車両洗浄施設					
	し 尿 処 理				5 (5)	5 (5)
	下 水 道					
	試 験 研 究					
	そ の 他				2(2)	2(2)
	小 計			4	23 (10)	27 (10)
県	写 真 製 版					
	スプレー式施釉					
公害	段ボールのり付け					
防	畜 産					
止	自動車整備・給油所					
条	吹 付 け 塗 装					
例	石 材 切 截					
12.3	小 計					

備考) 1 県環境管理課調べ

2 () 内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

エ 産業系排水対策の推進

(7) 富栄養化対策<環境管理課>

①伊勢湾富栄養化対策

伊勢湾等の閉鎖性水域においては、窒素、りん 等の栄養塩類の流入により富栄養化し、プランク トン等が異常に繁殖していわゆる赤潮が発生する など、水質を悪化させ、漁業被害等を引き起こし ている。

このため、化学的酸素要求量(COD)に係る水質総量規制に加えて、富栄養化の原因物質である窒素、りん等の栄養塩類についても削減を図るため、愛知県、三重県、名古屋市と協調し、平成8年12月に改定した「伊勢湾富栄養化対策指導指針」に基づき削減指導を実施してきた。

しかし、窒素含有量及びりん含有量を削減対象とする第5次水質総量規制制度が導入されたことから、 平成16年度からは、法規制に移行して削減対策を 推進している。

②湖沼富栄養化対策

湖沼においては、水が滞留しやすいため、窒素、 りん等の栄養塩類の流入により富栄養化が進み、淡 水赤潮やアオコの発生、水産被害及び水道のろ過障 害・異臭味等の問題が全国的に起きている。

このため、昭和60年5月に「水質汚濁防止法施行令」等の改正により、特定事業場に対して、燐及び

窒素の規制が行われることになった。県内では、資料35のとおり一定要件を備える25湖沼の流域に立地する1日当たりの平均排水量が50㎡以上の特定事業場に対し窒素又は燐の排水基準が適用されている。

(イ) ゴルフ場の環境保全対策

①ゴルフ場における農薬の適正使用<農産園芸課>

「農薬取締法」及び「ゴルフ場の環境管理に関する規則(平成12年4月1日施行)」(以下、この項において「規則」という。)等に基づき、県内37ゴルフ場について立入検査を行い、農薬使用状況を把握するとともに、農薬の適正な使用及び保管について指導した。

その他、農薬使用者の資質向上と農薬の適正使用 を推進するため、農薬管理指導士養成研修を実施 し、新たに102名の農薬管理指導士を認定した。 ②排出水等の監視<環境管理課>

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、環境庁(当時)は平成2年5月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針(以下、「暫定指導指針」という。)」を策定した。

また、規則に基づき立入調査を実施するととも に、自主的な排出水の農薬濃度検査の実施を指導して いる。

オ 生活排水対策(ブルーリバー作戦) <環境管理課>

(ア) ブルーリバー作戦の推進

生活排水対策を「ブルーリバー作戦」と名付けて、 「調理くずの流出防止」、「使用済み食用油の回収」 「洗剤の適量使用」など、家庭排水の浄化に関する啓 発活動、実践活動及び関連事業を展開している。

(イ) 生活排水対策重点地域の指定

生活排水は、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。「水質汚濁防止法」では、生活排水対策に関する国、地方自治体及び国民の責務が明確化されており、知事は、水質の環境基準が確保されていない

水域等生活排水対策の実施が特に必要である地域について、水質の維持・改善を図るため生活排水対策重 点地域として指定することとされている。

このため本県では、生活排水対策重点地域としてこれまでに表2-2-32のとおり29市町村を指定しており、生活排水対策推進市町村では、生活排水対策推進計画を策定し、下水道等の処理施設の整備事業及び浄化資材の普及等、生活排水対策の普及啓発事業を計画的に実施している。

表2-2-32 生活排水対策重点地域の指定状況

衣 Z 一 Z 一 3Z		上									
14字年11月						生活排水対策重点地域					
指定年月日		指定流域				指定市町村(平成26年3月末現在)					
Н3. 9. 3		長 良 川 上 流 切 及 び 和 良 川 流 切				郡上市(旧 八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村)(1市)					
H4. 3. 31	*	長良川中流域				関市(旧 関市、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村)、美濃市、山県市(旧 高富町・伊自良村・美山町)、坂祝町、富加町、美濃加茂市(6 市町)					
H5. 1. 12) .	長良り				岐阜市(旧 岐阜市・柳津町)、羽島市、各務原市、瑞穂市(旧 穂積町・巣南町)、本巣市(旧本巣町・真正町・糸貫町)、岐南町、笠松町、安八町、北方町(9市町)					
H6. 3. 1	П	J 児	Ш	流	域	多治見市、可児市、御嵩町(3市町)					
H7. 3. 28	3 村	1 瀬	Ш	流	域	大垣市、神戸町、池田町(3市町)					
H12. 3. 31	上生物			流	域域						
H13. 3. 30			<u>ЛП</u>	<u>流</u> 流		養老町、大垣市(旧 上石津町)、関ヶ原町 (3市町) 高山市(旧 清見村)、下呂市(旧 金山町・馬瀬村) (2市)					
1110. 0. 00	<i>)</i> //	y MA	711	4)ILL	哎	29市町村					

備考)県環境管理課調べ

カ 下水道等の整備

(ア) 下水道の整備<下水道課>

①概況

「清流と自然を守る岐阜県」の実現を目指して、豊かで美しい水を将来にわたって守り、県民すべてが快適で衛生的な生活を営めるように、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽等の効率的な整備を推進しており、平成26年度末の汚水処理人口普及率(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合)は90.7%となっている。

②流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画(以下「流総計画」という。)は、「下水道法第2条の2」の規定に基づく公共用水域の水質環境基準を達成・維持するための下水道整備に関する基本計画であり、流域別に下水道の根幹的な施設計画・事業実施順位等、下水道整備の基本方針等を定めるものである。

本県では、木曽川・長良川流域及び庄内川流域において流総計画を策定済みであったが、伊勢湾に窒素及びリンの環境基準が定められたことを受け、木曽川・長良川流域、庄内川流域及び揖斐川流域において窒素及びリンを考慮した流総計画を新たに策定し、平成22年度に国土交通大臣の同意を得た。また、現在、神通川流域における流総計画を国土交通大臣と協議中である。

③流域下水道

本県唯一の流域下水道である木曽川右岸流域下水道は、木曽川及び長良川流域の広域的な下水道整備を合理的に進めるため、岐阜市等4市6町(平成27年3月31日現在)を対象とする区域の流域関連公共下水道から出る汚水を処理すべく、県が整備を推進しているものである。全体計画の主な内容については以下のとおりである。

(計画の規模) 計画処理区域面積 17,540ha

計画処理人口 456,720 人 計画処理能力 249,500 ㎡/日

(排除方式)分流式(汚水のみ)

(処理方式) (標準活性汚泥法、嫌気無酸素好気法、 ステップ流入式多段硝化脱窒法) +急 速砂ろ過

木曽川右岸流域下水道は、昭和52年2月に事業認可を受けて以来その整備が進められており、平成3年4月には一部地域の処理を開始した。なお平成8年度末で幹線管渠が全線完成し、平成26年度末には約11,500haで約37万人分の処理を行っている。

④公共下水道

本県の公共下水道は、岐阜市が全国で5番目の都市として昭和12年に処理を開始したことに始まり、平成26年度には42市町村中38市町村で事業(供用開始後の維持管理を含む)が実施されている。このうち、平成26年度末において処理を開始しているのは、表2-2-33のとおり42市町村中38市町村である。

平成 26 年度末の下水道処理人口普及率(公共下 水道の処理区域内人口の住民基本台帳人口に対す る割合)は74.2%となっている。

表2-2-33 公共下水道の整備状況

行政区域人口 処理区域人口 | 普及率 (%) 市町村名 (B)/ (千人)(A) (千人)(B) (A) 阜 市 414.4 382.1 92.2 垣 市 162.7 140.1 86.1 高 Ш 市 90.9 76.4 84.0 治 見 市 113. 7 105.8 93. 1 関 市 91.1 78.4 86. 1 中 津 川 市 50.2 61.9 81.1 美 市 73. 5 21.9 16.1 濃 市 66.8 瑞 39.0 26. 1 浪 市 29.3 42.7 羽 68.6 島 59. 2 恵 那 市 52.6 31.1 90.4 美 加茂 市 55.4 50.1 濃 市 60.1 50.4 83.9 + 崪 務原 市 148.3 117.3 79.1 各 児 100.7 95.0 可 市 95.6 Ш 県 市 28.5 10.8 38. 1 瑞 穂 市 53.3 4.3 8.1 飛 騨 市 25.7 19. 2 74.8 巣 市 35. 2 7.0 20.0 本 郡 上 市 44.2 25.4 57.5 22.9 市 34.6 66.0 下 呂 27.0 海 津 市 36.7 73.5 岐 南 町 24.7 23.0 93.1

備考) 県下水道課調べ

(イ) 農業集落排水施設の整備促進<農地整備課> 平成26年度までに28市町で事業への取組を行って おり、平成26年度には1地区で事業を実施した。

(ウ) 浄化槽設置の促進<廃棄物対策課>

生活排水対策の一環として、浄化槽の設置について補助制度により普及促進を図った。助成状況は表 2 - 2 - 34 のとおりである。なお、県費補助制度は、平成元年に創設し、平成 5 年度に補助対象を 10 人槽から 50 人槽とし、平成 12 年度には窒素・リンを処理する高度処理型を補助対象にするなど対象枠を拡大し、浄化槽の一層の普及促進を図っている。さらに、平成 18 年度には単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への

(平成27年3月末現在)

	市町村名		行政区域人口	処理区域人口	普及率(%)
	ll1⊯1√13√1		(千人)(A)	(千人)(B)	(B)/(A)
笠	松	町	22. 5	19. 2	85. 2
養	老	町	30.8	7. 4	24. 0
垂	井	耳	28. 2	15. 0	53. 1
関	ヶ原	町	7. 7	5.8	75. 0
神	戸	町	19.8	12. 2	61.4
輪	之 内	町	9. 9	6. 9	69. 6
安	八	町	15. 2	15. 2	100.0
揖	斐 川	町	22. 7	1.9	8.3
大	野	町	23. 8		
池	田	町	24. 7	10. 7	43. 2
北	方	町	18. 3	18. 3	100.0
坂	祝	町	8.3	5.8	69. 7
富	加	町	5. 7	3. 5	60.6
Ш	辺	町	10. 5	10. 1	96. 1
七	宗	町	4. 2		
八	百 津	町	11. 7	8. 9	76. 1
白	Ш	町	9. 1		
東	白 川	村	2. 5		
御	嵩	町	18. 9	12. 5	66. 4
白	Щ	村	1. 7	1. 5	87. 5
岐	阜県	計	2079. 7	1543. 5	74. 2

転換を促進するため、単独処理浄化槽の撤去費を補助対象とした。

また、浄化槽の適正な維持管理を図るため、浄化槽管理者に対し保守点検、清掃及び法定検査のいわゆる「3つの義務」の励行について周知徹底を図っている。平成14年度には浄化槽適正維持管理システムを導入し、法定検査受検率の向上に取り組んでいる。法定検査(浄化槽法第11条)の実施状況は、表2-2-35のとおりである。

浄化槽の設置状況は、図2-2-16 のとおりである。浄化槽の清掃によって引き抜かれた汚泥は、し尿処理施設で衛生的に処理されている。

表 2 - 2 - 34 岐阜県浄化槽設置整備事業助成状況

(平成 26 年度)

振興局 (事務所名)	設置主体	設置基数	振興局 (事務所名)	設置主体	設置基数	振興局 (事務所名)	設置主体	設置基数
	羽 島 市	113	西濃	揖 斐 川 町	1	中濃	関市	5
	各 務 原 市	98	(揖斐)	大 野 町	242 (140)	中一辰(中濃)	美 濃 市	7
岐 阜	山県市	22	(揖芠)	池 田 町	26	(中候)	郡 上 市	0
	瑞穂市	190		美濃加茂市	17		多治見市	3(1)
	本 巣 市	68 (7)		可児市	6	東 濃	瑞浪市	91
	大 垣 市	48(1)		坂 祝 町	1		土 岐 市	14
	海津市	2		富 加 町	1	東 濃	中津川市	76(1)
	養 老 町	105 (20)	中濃	川 辺 町	0	(恵那)	恵 那 市	91
西濃	垂 井 町	42	中 仮	七 宗 町	13(1)		高 山 市	14
四仮	関ヶ原町	2		八 百 津 町	8	飛騨	飛 騨 市	3
	神 戸 町	0		白 川 町	30(3)		下 呂 市	17
	安 八 町	0		東白川村	4	岐	阜 市	83 (19)
	輪之内町	0		御嵩町	3	合計	1	1,446 (193)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 ()は単独処理浄化槽撤去費補助件数

表2-2-35 法定検査(11条)検査実施状況

(平成 25 年度)

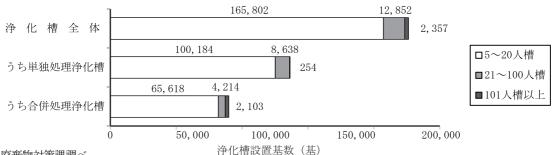
		人	槽別	J		5~20	21~50	51~200	201~500	501~	合 計
検	査	対 象	基	数	(基)	162, 849	10, 670	3, 264	817	344	177, 943
検	查	実	施	数	(基)	145, 869	8,852	2, 731	750	330	158, 532
検	查	実	施	率	(%)	89. 57	82. 96	83. 67	91.80	95. 93	89. 09
+△-	*	社 田	適		正	140, 381	7, 971	2, 286	635	300	151, 573
検	査	結 果	不	適	正	5, 488	881	445	115	30	6, 959

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 平成23年3月末の設置基数を「検査対象基数」としている

図2-2-16 浄化槽の設置状況

(平成26年3月末現在)



備考) 県廃棄物対策課調べ

(7) 環境に配慮した営農活動の普及推進<農産園芸課> ア ぎふクリーン農業の推進及びPR

- (ア) 県民への安全・安心な農産物の提供や環境への負荷低減に向けて、従来の農業生産に比べて化学肥料及び化学合成農薬をそれぞれ30%以上削減する「ぎふクリーン農業」を推進し、平成26年度末の登録面積は16,576ha、県内農作物作付面積の約3分の1を占めるに至った。
- (イ) ぎふクリーン農業を推進するため、化学合成農薬を 削減する技術として、カキの害虫「カキノへタムシガ」 の性フェロモン剤を推進し技術の普及を図った。
- (ウ) ぎふクリーン農業により生産された農産物(ぎふクリーン農産物)について、量販店でのPR、ぎふクリーン農産物の消費者プレゼント、各種ホームページ等を通じPRを行い、県民・消費者への周知と販売の拡大を図った。

表2-2-36 ぎふクリーン農業生産登録面積、生産登録件数の推移

年 度	11	16	21	24	25	26
生産登録面積(ha)	209	5, 178	12, 337	16, 893	17, 007	16, 576
県内農作物作付面積に占める割合(%)	0.4	9	24	34	34	_
生産登録件数	29	1, 134	932	870	871	749

備考) 1 県農産園芸課調べ

2 作付面積=農林統計の農作物作付延べ面積、平成 26 年度は未発表。平成 26 年度ぎふクリーン農業生産登録面積は 27 年 3 月末現在

イ I PM技術の開発

県内の主要品目(水稲、トマト、きゅうり、いちご)の難防除病害に対する化学合成農薬の適正使用と代替技術(生物的、物理的、耕種的)体系を組み合わせた総合的病害虫管理技術の開発を進め、ぎふクリーン農業の推進を図った。

ウ 残留農薬自主検査の実施

(一社) ぎふクリーン農業研究センターでは、検査 依頼のあった 885 検体の農産物について、残留農薬検 査を実施した。

また、ぎふクリーン農業生産登録又は生産登録更新 に必要な残留農薬の自主検査の実施に対し、120件の 検査費用の助成を行った。

エ GAP (農業生産工程管理) 導入の推進

食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農業生産工程全体のリスクを管理し、適正な農業生産を実践する「GAP」を推進するために、農業者・産地に対する研修会や農業普及指導員を対象としたGAP指導者養成講座を開催するなどの取組みにより、県内39生産組織においてGAPが導入された。

2 土壌、地下水保全の推進<環境管理課>

(1) 地下水保全の総合対策

地下水に関しては、水質汚染やその過剰揚水による地

盤沈下、湧水の枯渇など環境保全上の問題が生ずる場合があり、近年、地下水保全に対する重要性は増していることを踏まえ、健全な水循環系の確保の観点から、地下水の質と量の両面で、対策を推進している。

(2) 地下水質の保全対策<環境管理課>

県内で、地下水質汚染事例が相次いで判明したことから、市町村との協働により、地下水汚染の早期発見に努めるとともに、地下水汚染事例が判明した場合に、迅速かつ適切に対応するために必要な手続き等を規定した「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」を平成13年4月から施行している。

平成 26 年度に実施した地下水概況調査において、環境基準超過が判明した井戸(資料 28)については、この要綱に基づき、汚染原因及び汚染範囲の調査等、必要な対策を実施した。

また、事業者の自主管理体制を確立するため、事業者 が行うべき自主管理全般の手引き「有害物質使用事業者 のための自主管理マニュアル」に基づき、事業者を指導 している。

平成 24 年 6 月には、地下水汚染の未然防止を目的として水質汚濁防止法が改正され、有害物質貯蔵指定施設が新たに届出対象になるとともに、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の

備考) 1

遵守、定期点検及びその結果の記録・保存の義務等の規 定が新たに設けられており、対象となる事業者に対して、 立入検査等において基準に適合するよう指導している。

(3) 土壌汚染対策法の施行<環境管理課>

土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図るため「土壌汚染対策法」が平成15年2月15日から施行されている(図2-2-17)。

平成26年度末現在、県内で「指定区域(土壌の汚染 状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合し ない区域)」に指定されている区域は13件である(表 2-2-37)。

また、平成22年4月1日の同法改正に伴い「水質汚濁防止法」に定める有害物質を使用する工場・事業場が廃止された際には、土壌汚染状況調査が適切に実施されるよう土地所有者等への指導を徹底するとともに、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合に届出が行われるよう、関係機関に対して法律の周知・徹底を図っている。また、立入調査時等の機会を捉えて法律の周知・徹底を図るほか、土壌汚染に対する啓発を実施し、汚染の早期発見、早期対応に努めている。

図2-2-17 土壌汚染対策法の施行状況

(平成15年2月15日~平成27年3月31日)

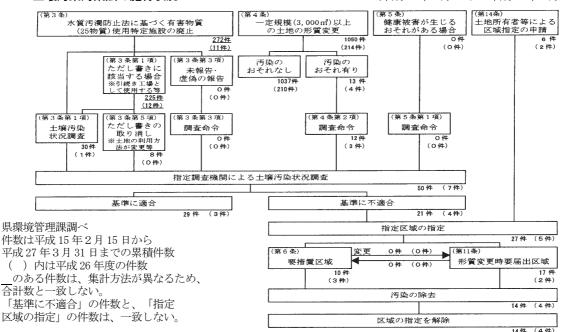


表2-2-37 土壌汚染対策法に基づく指定区域

(平成27年3月末現在)

12	0/ 上坡/	プ未刈泉仏に至	フト旧た巨場	(平成21年3月7	くついエノ
	指	定年月日	所在地	基準超過項目	端緒
	H25. 6. 7	岐阜県告示第315号	本巣市浅木字西ノ筋308番1の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
要措置区域	H25. 10. 25	岐阜県告示第486号	関市小屋名字上中島418番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	H26. 6.17	岐阜県告示第445号	多治見市笠原町字梅平4024番450の一部	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H17. 7.29	岐阜県告示第595号	土岐市泉町大富255-10 他	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H17. 10. 21	岐阜県告示第771号	関市常盤町27番地の一部	ほう素及びその化合物、シアン化合物	第3条
	H21. 8.28 岐阜県告示第511号 関市平		関市平賀町1丁目63-2他	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条
	H22. 2.16	岐阜市告示第535号	岐阜市水海道2丁目1-10	テトラクロロエチレン	第3条
形質変更時	H22. 3.26	岐阜市告示第593号	岐阜市早田町1丁目24	テトラクロロエチレン	第3条
要届出区域	H23. 12. 16	岐阜県告示第598号	土岐市下石町字西山304番2の一部	砒素及びその化合物、鉛及びその化合物	第4条
	H24. 6.29	岐阜県告示第299号	多治見市小田町5丁目71番1 他	鉛及びその化合物	第14条
	H24. 10. 12	岐阜市告示第371号	岐阜市祈年町4丁目1番地の一部	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第14条
	H25. 10. 11	岐阜県告示第475号	関市東桜町10番1の一部	鉛及びその化合物	第4条
	H27. 3.10	岐阜県告示第149号	関市広見字牛洞851番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	-		<u>-</u>	·	•

備考)県環境管理課調べ

(4) 環境浄化機材の整備<環境管理課>

県内で判明している揮発性有機化合物による地下水汚 染事例のうち、浄化対策が必要であるにもかかわらず、 汚染原因者が不明等の理由によりその対策が遅れている 事例があることから、県が浄化機材を整備し、市町村、 事業者等に貸し出すことにより浄化対策を促進している。 貸し出している浄化機材は、土壌ガス吸引装置(1 台)、地下水浄化装置(2台)である。

表2-2-38 整備した環境浄化機材

(平成27年3月末現在)

-2	以と と 00 正帰した	・米元/〒 101以17	(1 1/1/2 2 1	Тυ,	1 1/600	L)
	環境浄化機材の種類	浄 化 機 材 の 特 徴		貸	出	先	
	土壌ガス吸引装置	土壌中の吸引井戸から除去対象物質を含むガスを吸引し、活性炭に吸着させて除去する。	富	加町	の	事 業	者
	地下水浄化装置	汚染地下水を揚水し、これをばっ気することにより除去対象物質を水中から空気に移 行させ、活性炭に吸着させて除去する。	美土岐	濃 市の事業	加 場跡地	茂 の土地所	市有者

(5) 農作物及び農用地におけるカドミウム調査<農産 園芸課>

農作物及び農用地土壌の安全性を確認するため、県内 17 市町 33 箇所で 6 品目のカドミウム含有量調査を実施 した。その結果はすべて国内基準値を下回り安全性に問 題はなかった

3 水をとりまく環境の保全

カワゲラウオッチング(水生生物調査)の実施 <自然環境保全課> (1)

カワゲラウオッチング(水生生物調査)は、小中学生た ちが水に親しみながら、身近な河川に生息する生物を調べることにより、河川の水質状況を知ってもらうとともに、 調査の体験を通じて水質保全の必要性や河川愛護の重要性を認識してもらうなど、環境学習の入口ともなるため、 県内の小中学校、地域で活動する環境保全団体等に参加を 駅が開けており、例如で活動する環境保全団体等に参加を

県内の小甲字校、地域で活動する環境保全団体寺に参加を呼び掛けており、例年、大勢の参加を得ている。 平成 26 年度のカワゲラウオッチング参加数は、小中学生など 103 団体、延べ 5,584 人で、66 河川、延べ 128 地点の河川に生息する生物を調べたところ、73 地点(57.0%)がきれいな水と判定された(資料 36)。 (2) 県民の感覚による河川調査の実施く自然環境保全課> 担党を順党を使った節単な調本系共「原党による川の

視覚や嗅覚を使った簡単な調査手法「感覚による川の 評価方法」を利用し、地域の河川の状況調査を県民自ら 行い、現状を評価・確認することで、水質保全意識の高揚を図っている。平成26年度には、小中学校や環境保全団体、延べ5,473人が調査を行い、延べ259地点で調 査が実施された

「清流調査隊」の編制<自然環境保全課>

地域を流れる川の水質を改善するために、地域で連携して川の状況調査、家庭での生活排水の削減に取り組むため 「清流調査隊」を編制し活動している。県民の目で地域の川の状態を観察することで、身近な水環境への意識を高め、各家庭での生活排水対策により川への影響を減らし、 水質の改善につなげる。平成26年度は、合計1,303名が「清流調査隊」として、生活排水対策に取り組んでいる。(4) 流域一体の清掃活動による河川清掃モデルの確立

<自然環境保全課>

流域の環境保全団体等と関係機関との連携によって 河川清掃の協働体組織を形成し、流域一体の河川清掃活動に取り組むことで、流域ごとの河川清掃モデルの確立と県民の河川環境保全意識の向上を図るため、平成26 年度は、長良川、揖斐川、土岐川の3流域において活動団体等のネットワーク化を推進し、それぞれの流域の河川清掃活動を支援した。この活動に連動し、別途、県管理河川内の樹木伐採や大型ゴミの撤去を実施した。 <長良川流域>

- · 実 施 日: 平成 26 年 11 月 15 日(土)、16 日(日)、 30日(日)
- · 実施場所: 郡上市、関市、美濃市、岐阜市、海津市、 羽島市、桑名市 (7会場) ・参加人数: 各会場合計 約500名
- ・ゴミ回収量合計:約5,000kg

<揖斐川流域>

· 実 施 日: 平成 26 年 5 月 25 日(日)

· 実施場所:揖斐川町、大野町、池田町、大老町、垂井町(6市町10会場) 大垣市、養

·参加人数:各会場合計 約2,000名

・ゴミ回収量合計:約2,000kg

< 土岐川流域>

・実施日: 平成26年10月12日(日)、19日(日) ・実施場所: 多治見市、瑞浪市(2市3会場)

・参加人数:各会場合計 約70名

・ゴミ回収量合計:約167kg (5) 土地売買等に伴う事前届出制度の実施<恵みの森 づくり推進課>

水源地域における適正な土地利用の確保を図り、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活に寄与することを目的として、平成25年4月に「岐阜県水源地域保全条例」を施行した。

この条例に基づいて、県内の 22 市町村、258 箇所、51,952.75ha の森林を、水源地域に指定した。同年 10 月からは、水源地域内で土地所有者等が土地売買等を行う場合、契約を締結しようとする日の 30 日前までに届出を義務付ける制度を開始し、届出に対しては、土地の 利用の方法等に関する助言を行った。

平成 26 年度届出実績 20 件) 間伐の推進<森林整備課>

人工林の水源かん養機能等の向上を図るため、適切な 間伐を進めた。林業経営による持続的な整備が困難な人 工林では、針広混交林化に向けた間伐を支援した。 平成26年度間伐実施面積 8,605ha (7) 治山事業を通じた水源かん養機能の保全<治山課>

森林の水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施した。

瑞浪超深地層研究所周辺地域の環境保全対策<環 境管理課>

県と瑞浪市及び瑞浪超深地層研究所を管理する独立行 政法人日本原子力研究開発機構は、「瑞浪超深地層研究所

政法人日本原士刀研究開発機構は、「端浪超深地層研究所に係る環境保全協定」を平成17年11月14日に締結した。 県ではこの環境保全協定に基づき、環境負荷に関する情報公開の徹底や環境保全対策等を日本原子力研究開発機構に求めていくとともに、排出水等の測定を実施し公表することで県民の安全、安心を確保することとしている。 平成26年度に、県が実施した排出水等の測定結果は表2-2-39のとおりである。

(9) 地域協働水質改善事業<環境管理課> 輪之内町を流れる大榑川とその流域河川の水質を改 善することを目的とし、地域住民、団体、行政機関等の地域社会が一体となり協働して課題解決を行う取り組みに対して、対象河川の河川環境調査、水質改善策の提案、環境導水実証実験・環境等である。 る補助金の交付等の支援を行った。

表2-2-39 瑞浪超深地層研究所排出水等の測定結果(主な項目)

	測定項目		管理目標値	H26.6.24採取	H26.9.26採取
-11-	□	ふっ素	0.8mg/l 以下	$0.30 \mathrm{mg}/\ell$	$0.30 \mathrm{mg}/\ell$
排	出水	ほう素	1mg/0 以下	$0.47 \mathrm{mg/0}$	0.46mg/0
+4-	法 上 河 二 十	ふっ素	0.8mg/l 以下	0.10mg/@	0.10mg/@
放	流先河川水	ほう素	1mg/0 以下	$0.28 \mathrm{mg/0}$	0.17mg/@

備考) 県環境管理課調べ

第3節 大気環境の保全

汚染発生源の抑制<環境管理課>

概況 (1)

大気汚染は、工場・事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件の下で生成される物質などにより引き起こされる。平成26年度の主な大気汚染物質の状況をみると、二酸はません。 化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び一酸化炭素については、すべての測定局で環境基準を達成している。 光化学オキシダントについては、すべての測定局にお

いて環境基準を超える日が見られ、その頻度は平成 25

年度と比較すると概ね横ばいであった。また、岐阜地域 及び可茂地域において1回ずつ、「岐阜県大気汚染対策 要綱」に基づく光化学スモッグ予報の発令があった。 微小粒子状物質については、7測定局で環境基準を達

成できなかった

大気汚染物質の状況

大気汚染に係る環境基準は、資料 12(1)のとおりで二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素及び微小粒子状物質について定められている(有害大気汚染物質を除く)。

二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表